

御殿場市水防計画

(令和6年度修正)

御 殿 場 市

目 次

第 1 章 総則	
第 1 節 目的	1
第 2 節 用語の定義	1
第 3 節 水防の責任等	1
第 4 節 安全配慮	2
第 2 章 市の水防組織	3
第 3 章 避難	
第 1 節 避難の指示	5
第 2 節 避難のための立退き計画	5
第 4 章 決壊・越水等の通報及び決壊後の処置	
第 1 節 決壊・越水等（被害情報）の通報	6
第 2 節 決壊・越水後の処置	6
第 5 章 重要水防箇所	6
第 6 章 資機材及び設備の整備運用並びに輸送	
第 1 節 資機材及び設備の整備	6
第 2 節 輸送の確保	6
第 7 章 通信連絡	
第 1 節 水防通信連絡系統	7
第 2 節 水防情報の受理伝達・周知	7
第 3 節 広報活動	8
第 4 節 災害時優先電話について	8
第 8 章 水防活動に必要な気象等の予報及び警報	9
第 9 章 水防活動	
第 1 節 水防本部が設置されるまでの体制	11
第 2 節 非常配備体制	11
第 3 節 水防信号及び水防標識並びに身分証票	12
第 4 節 降雪への対応	13
第 5 節 水防配備の解除	13

第 1 0 章	協力応援	
第 1 節	水防管理団体相互の協力及び応援	1 4
第 2 節	自衛隊の派遣要請の要求	1 4
第 3 節	警察官の出動要請	1 4
第 4 節	国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請	1 4
第 1 1 章	水防てん末報告	1 5
第 1 2 章	水防計画及び水防訓練	
第 1 節	水防計画	1 6
第 2 節	水防訓練	1 6
第 1 3 章	黄瀬川洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び 浸水の防止のための措置	
第 1 節	洪水浸水想定区域の指定状況	1 7
第 2 節	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び 浸水の防止のための措置	1 7
第 3 節	地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための 措置に関する計画の作成等	1 7
第 4 節	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための 措置に関する計画の作成等	1 8
第 5 節	大規模工場等における浸水防止のための措置に関する計画の作成	1 8
第 1 4 章	その他	
第 1 節	費用負担及び公用負担	1 9
第 2 節	公務災害補償	2 0
第 3 節	退職報償金	2 0
第 4 節	御殿場市水防協議会	2 0

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号以下「法」という。）第4条により静岡県知事（以下「知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる御殿場市（以下「市」という。）が法第33条の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市の地域にかかる河川の洪水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

この計画書における用語の定義は、以下のとおりである。

用語	水防法の規定条項	定義
御殿場市水防本部		市の地域に係る水防を総括するため設置するもので水防に係りの深い部課で編成し、事務局を危機管理課に置くものをいう。
水防管理団体	法第2条第1項	水防の責任を有する御殿場市をいう。
指定水防管理団体	法第4条	水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体である御殿場市をいう。
水防管理者	法第2条第2項	水防管理団体の長である御殿場市長をいう。
消防機関		消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に定める機関をいう。
消防機関の長	法第2条第4項	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部の消防長をいう。
洪水予報	法第10条	気象庁長官が、気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるとき、その状況を一般に周知させるため警告して行う発表をいう。
御殿場市災害対策本部	災害対策基本法第23条	災害対策に関する一元的体制を確立し防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で市長が必要と認めるとき御殿場市災害対策本部条例に基づき設置する機関をいう。

第3節 水防の責任等（法第3条）

水防の責任は、水防法等に基づき、次のように規定されている。

1 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立しその責任を果たさなければならない。

- (1) 水防組織の確立（法第3条）
- (2) 消防団の整備
- (3) 資機材の整備
- (4) 通信連絡系統の確立（法第27条）
- (5) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (6) 水防協力団体の指定、監督、及び情報の提供（法第36, 39, 40条）
- (7) 水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりである。

- ア 水防に要する費用の自己負担の確保（法第41条）
- イ 消防団の出動体制の確保（法第17条）
- ウ 通信網の点検
- エ 資機材の整備点検、調達並びに輸送の確保
- オ 雨量、水位観測を的確に行うこと
- カ 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置を講ずること（法第25、26条）
- キ 水防上緊急に必要な時の公費負担権限の行使（法第28条）
- ク 住民の水防活動指示（法第24条）
- ケ 警察官の出動要請（法第22条）
- コ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- サ 自衛隊の出動依頼（知事経由 自衛隊法第83条）
- シ 水防管理団体相互の協力応援（法第23条）
- ス 水防解除の指示
- セ 水防てん末報告書の提出（法第47条）

なお、指定水防管理団体は上記以外に義務として次の事項を行わなければならない。

- (1) 水防機関の整備（法第5条）
- (2) 水防計画の樹立（法第33条第1項）
 県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなければならない。
- (3) 水防協議会への協議（法第33条第2項）
 水防計画を定め、または変更しようとするときは水防協議会に諮らなければならない。
- (4) 水防計画を定め、変更したときは、その要旨の公表（法第33条第3項）
- (5) 消防団員数の確保（法第35条）
- (6) 消防団、消防機関の水防訓練（法第32条の2）
- (7) 指定水防管理団体の水防協議会設置（法第34条）

2 住民の義務（法第24条）

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者の要請のある場合、又は水害が予想される場合は進んで水防に協力するように努めなければならない。

第4節 安全配慮

水防作業や避難誘導の際も、消防団員等自身の安全を確保しなければならない。

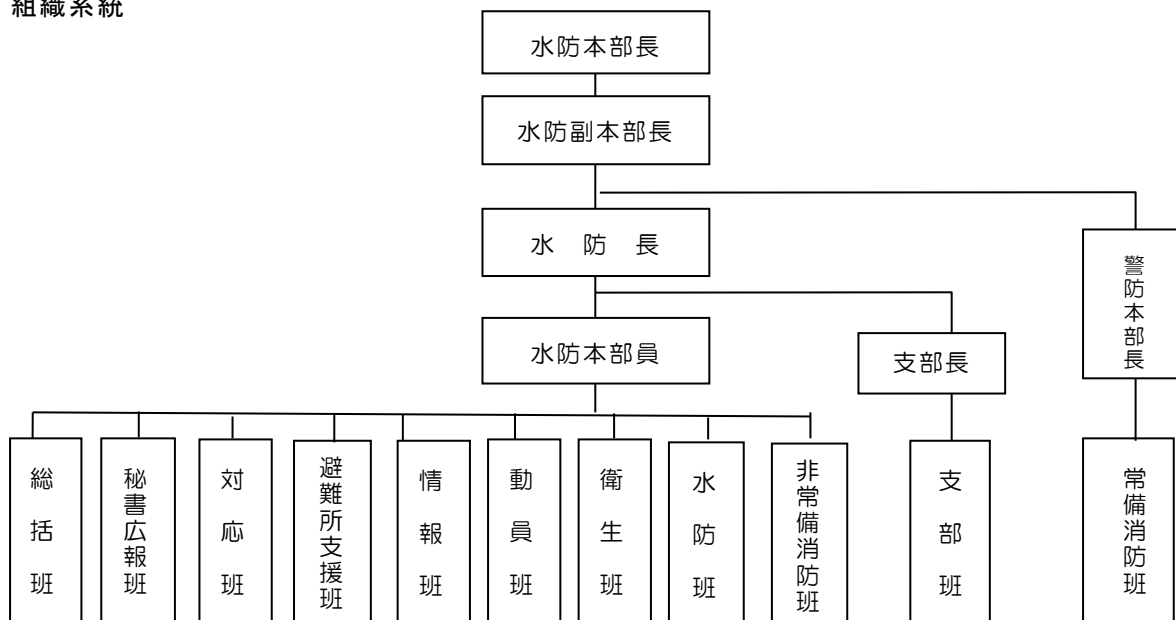
水防活動時には、安全確認のため通信機器（地域防災無線移動局等）を携行し、ラジオ等により最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。夜間の活動については、特に安全上の措置を十分に講じて実施するものとする。

第2章 市の水防組織

水防に関係のある気象の注意報、警報等により、洪水等の恐れがあると水防本部長が認めたとときから、洪水等の危険が解除されるまで、次の組織で事務を処理する。

ただし、御殿場市災害対策本部が開設されたときは、その組織に統合されるものとする。

1 組織系統



2 水防本部事務分担

役職名	担当者
水防本部長	市長
水防副本部長	副市長
警防本部長	消防長
水防長	危機管理監
支部長	御殿場地域振興センター所長・各支所長
水防本部員	消防団長 教育長 企画戦略部長 総務部長 環境市民部長 都市建設部長

【参考】水防判定会は下記のとおり

危機管理監	危機管理課長	秘書課長
魅力発信課長	総務課長	人事課長
管理維持課長	教育総務課長	消防本部警防課長

※水防長は状況に応じ管財や福祉、農林関係課など必要と判断した所属職員を招集する。

3 各班の事務分掌

班名	水防本部員等	班長	事務分掌
総括班	危機管理監 ※水防長兼務	危機管理課長	<ul style="list-style-type: none"> ○水防本部の設置・運営に関する事 ○避難指示に関する事 ○被害状況及び応急対策の取りまとめに関する事 ○水防本部員会議に関する事 ○沼津水防区（沼津土木事務所）及び自衛隊等、他の防災関係機関への連絡・要請に関する事 ○備蓄防災資器材の管理に関する事
秘書広報班	企画戦略部長	秘書課長 魅力発信課長	<ul style="list-style-type: none"> ○住民への広報活動に関する事 ○無線放送に関する事 ○報道機関との連絡調整に関する事 ○水防本部長、水防副本部長の秘書に関する事
対応班		企画課長	<ul style="list-style-type: none"> ○各課（班）（消防本部を含む）の状況把握に関する事 ○応急対応策（案）の策定に関する事
避難所支援班		未来プロジェクト課	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の運営支援に関する事 ○協定（福祉）避難所との調整に関する事
情報班	総務部長	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ○各種気象情報、警報及び水防警報等の受信記録又は、テレビ、ラジオの情報の収集、記録に関する事 ○被害情報の収集に関する事 ○交通情報、道路情報の収集に関する事
動員班		人事課長	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の動員に関する事
衛生班	環境市民部長	環境課長	<ul style="list-style-type: none"> ○環境衛生の確保に関する事 ○防疫及び清掃に関する事 ○水災廃棄物の処理に関する事
水防班	都市建設部長	道路河川課長 管理維持課長	<ul style="list-style-type: none"> ○水防応急復旧対策の実施及び総括に関する事 ○応急復旧器材の確保に関する事 ○道路橋梁のパトロール及び交通規制に関する事 ○工事中の道路河川等の保安措置に関する事 ○建設業者との連絡調整に関する事
支部班	御殿場地域 振興センター 所長 各支所長 ※支部長兼務	各支所統括	<ul style="list-style-type: none"> ○支部活動の総括に関する事 ○水防本部との連絡調整に関する事 ○水防本部長からの命令指示等の伝達に関する事 ○支部管内の水防情報の収集伝達に関する事 ○支部管内の自主防災会との連絡調整に関する事 ○その他水防本部の指示する事項
非常備消防班	消防団長	消防団副団長	<ul style="list-style-type: none"> ○消防団員の動員に関する事 ○水防応急復旧対策に関する事 ○危険地域の住民の避難誘導に関する事 ○河川その他危険地域の巡視に関する事 ○人命の救助、救護に関する事 ○その他水防本部の指示する事項

※ 水防職員は原則として、水防長の指示により各班の業務を行う。

御殿場市水防本部における警防本部の各班の事務分掌

(警防本部の組織及び任務は御殿場市・小山町広域行政組合消防本部及び消防署警防規程にて定義)

班名	水防本部員等	班長	事務分掌
常備消防班	消防長 ※警防本部長 兼務	警防課長	○消防職員の動員に関する事 ○水防応急復旧対策に関する事 ○危険地域の住民の避難誘導に関する事 ○河川その他危険地域の巡視に関する事 ○人命の救助、救護に関する事 ○非常備消防との連絡調整 ○その他水防本部の指示する事項

※ 各班は必要に応じ、部内の班の応援体制をとるものとする。

※ 上記の班以外の部署は、所管施設の被害状況調査、応急復旧等必要な業務を行う。

第3章 避 難

第1節 避難の指示

1 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条に基づき、水防管理者は、すみやかに必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示するものとする。

なお、その際、報道機関等、水防信号又はその他の方法を利用し、迅速かつ的確に指示するものとする。

水防管理者が、立ち退き又は避難の準備を指示するときは、遅滞なく御殿場警察署長へ報告するとともに、沼津水防区長（沼津土木事務所長）を経由して県水防本部長（県知事）へその旨を報告しなければならない。

2 別冊「避難情報の判断・伝達マニュアル」

第2節 避難のための立退き計画

水防管理者は、避難所として適当な施設について充分調査し、御殿場警察署長及び関係者と事前に協議の上、あらかじめ立退き計画を作成するとともに、立退き先経路等に伴う必要な措置を講じておくものとする。

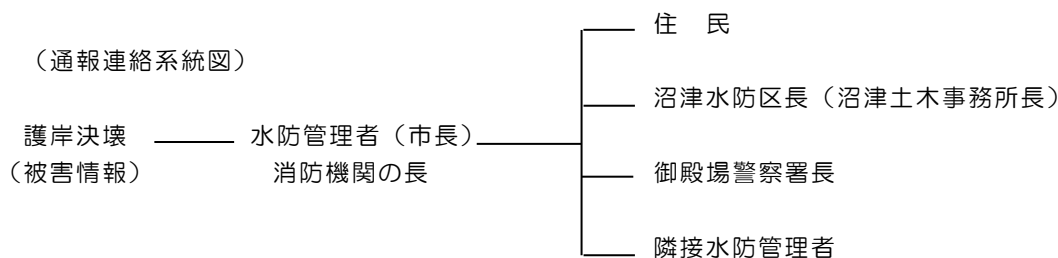
指定水防管理団体の水防計画書には、危険箇所に対する避難場所、避難指示者及び避難責任者（避難誘導者）を明示し、事前に一般に広く周知せしめておくものとする。

(市地域防災計画共通対策編第3章第7節避難救出計画を参照)

第4章 決壊・越水等の通報及び決壊後の処置

第1節 決壊・越水等（被害情報）の通報（法第25条）

- 1 護岸等が決壊し又はこれに準すべき事態が発生した場合は、水防管理者、消防機関の長は、すみやかに住民、沼津水防区長、御殿場警察署長及び隣接水防管理者に通報するものとする。
 なお、住民への通報に際しては、防災行政無線、報道機関等を利用し、迅速な情報伝達に努めるものとする。
- 2 1の通報を受けた隣接水防管理者は、さらに氾濫及びその恐れのある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。



第2節 決壊・越水後の処置

決壊・越水箇所については、水防管理者、消防機関の長及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第5章 重要水防箇所

水防上警戒又は防御に重要性を有する箇所は、資料1(P21~P23)及び別冊「避難情報の判断・伝達マニュアル」のとおりである。

水防管理団体は、常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立しておかなければならない。

第6章 資機材及び設備の整備運用並びに輸送

第1節 資機材及び設備の整備

- 1 防災(水防)倉庫の設置状況並びにこれに備蓄されている資機材の整備状況は、資料2(P23)のとおりである。
- 2 水防管理者は、資材確保のため水防地域近在の竹木等の所在、農協倉庫等の手持数量の概要等を把握し、緊急時の補給に備えるとともに備蓄資機材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、すみやかに補充しておくものとする。

第2節 輸送の確保

水防本部は、非常の際における資機材等の輸送を確保するため、車両を配備すると共に、輸送経路を定める。なお、輸送車の車種等は、資料4(P25)のとおりである。

第7章 通信連絡

第1節 水防通信連絡系統

水防時における情報連絡系統は資料3（P24）のとおりである。

第2節 水防情報の受理伝達・周知

- 1 静岡県（以下「県」という。）から通知される気象予報・警報等の受理は、勤務時間内においては危機管理課で、勤務時間外及び休日は御殿場市・小山町広域行政組合消防本部（以下「消防本部」という。）通信指令課で行うものとする。
 なお、水防本部開設後においては、水防本部において受理する。
- 2 水防情報などが発せられたことを知ったときは、ただちに水防信号（警鐘・サイレン）（P12）防災行政無線等をもって市民等に周知徹底を図るものとする。
 - （1）防災行政無線による情報の伝達は、次の点に留意して行うものとする。
 - ア 反復して伝える。
 - イ 正確に伝える。
 - ウ 情報に応じた時期を選ぶ。
 - エ 受け手に記録の余裕を持たせる。
 - （2）広報車による情報の伝達は、次の点に留意して行うものとし、広報設備のある広報車、消防署、消防団の消防車を使用して行うものとする。
 なお、公用車で広報設備のある車両は資料4（P25）のとおりである。
 - ア 反復して伝える。
 - イ 正確に伝える。
- 3 水防に関する情報の収集及び伝達
 - （1）水防対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集伝達すべき情報について、その種類・優先順位、取扱部局を定めておくものとする。
 - （2）情報の主なものは次のとおりとする。
 - ア 水防応急復旧対策の実地状況
 - イ 出水の状況、河川の氾濫の状況
 - ウ 交通機関の運行及び道路交通状況
 - エ 電気、ガス、水道等生活関連施設の状況
 - オ 消防団員の配備命令の伝達
 - カ 避難の状況
- 4 情報の収集手段の確保
 情報収集の手段は、静岡県総合情報ネットワーク、地域防災無線、防災行政無線（移動系）、電話、インターネット、テレビ、ラジオ、アマチュア無線、消防用無線等とする。
 なお、消防無線は、消防本部の消防通信規程による。
- 5 沼津水防区（以下「水防区」という。）に対する報告
 水防区への報告は、次の項目について速やかに報告するものとする。
 - （1）水防本部の設置状況
 - （2）水防活動の実施状況
 - （3）水災による被害状況

第3節 広報活動

水防情報等発令時において正しい情報を正確にかつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、市民が的確に防災対応ができるよう必要な広報について定める。

1 広報事項

市民が防災活動を行う上で必要な広報を行うものとし、特に重要な広報事項については、広報案文をあらかじめ作成しておくものとし、その主なものは次のとおりである。

- (1) 水防応旧復旧対策の実施状況
- (2) 交通機関運行状況及び道路交通情報
- (3) 電気、ガス、水道等生活関連施設の運営状況
- (4) 家庭において実施すべき防災対策
- (5) 自主防災会に対する防災活動の要請

2 広報実施方法

- (1) 防災行政無線、防災情報メール、市ホームページ、緊急情報サービス、協定締結事業所（静岡 FM 放送、TOKAI ケーブルネットワーク、エフエム御殿場）、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）、広報車、消防車
- (2) 自主防災会役員、区長、民生委員・児童委員を通じての連絡

第4節 災害時優先電話について

大きな災害が起きると、被災地への電話が殺到する。NTTでは法律に基づき一般通話に対して規制ができるようになっている（電気通信事業法）。

災害時優先電話とは、こうした規制の対象とならない特別な指定を受けている電話のことである（電話サービス契約約款）。

災害時優先電話の指定にあたっては、NTTにおいて国や地方公共団体等の一定の機関に限定している。一定の機関とは、電話サービス契約約款に定めたとおり、「災害の予防もしくは救援、交通、通信、電力の供給確保又は、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話」が行われる機関である。

●災害時優先電話に指定されている電話

項目	内 容
電話番号	82-8060、82-8061、82-8062 3電話番号・6局線
設置場所	本庁舎1階 情報公開コーナー（内線2042） 本庁舎地階 守衛室（内線2011、2012）
使用方法	多機能電話機の「外線」ボタンを押して発信すると優先電話として使用可

第8章 水防活動に必要な気象等の予報及び警報

1 気象予報

気象業務法の規定に基づき、静岡地方気象台が水防活動のために発表する注意報、警報の種類及び発表基準は次のとおりである。

静岡地方気象台発表の注意報、警報の種類とその発表基準(御殿場市)			
御殿場市	府県予報区	静岡県	
	一次細分区域	東部	
	市町村等をまとめた地域	富士山南東	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	1時間雨量80mm
		土壌雨量指数基準	139
	洪水	雨量基準	1時間雨量80mm
		流域雨量指数基準	黄瀬川流域=27、鮎沢川流域=26、砂沢川流域=11、久保川流域=9、西川流域=15
		複合基準	-
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	-
	高潮	潮位	-
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量50mm
		土壌雨量指数基準	90
	洪水	雨量基準	1時間雨量50mm
		流域雨量指数基準	黄瀬川流域=22、鮎沢川流域=21、砂沢川流域=9、久保川流域=5、西川流域=12
		複合基準	-
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	20m/s雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	-
	高潮	潮位	-
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度50%	
	なだれ	1、降雪の深さが30cm以上あった場合 2、積雪が40cm以上あって最高気温が15℃以上の場合	
	低温	冬期：最低気温-4℃以下	
	霧	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
着水・着雪	著しい着水(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm	

* 注意報及び警報は上記の基準に達する、あるいは超えて被害が予想される場合に発表される。

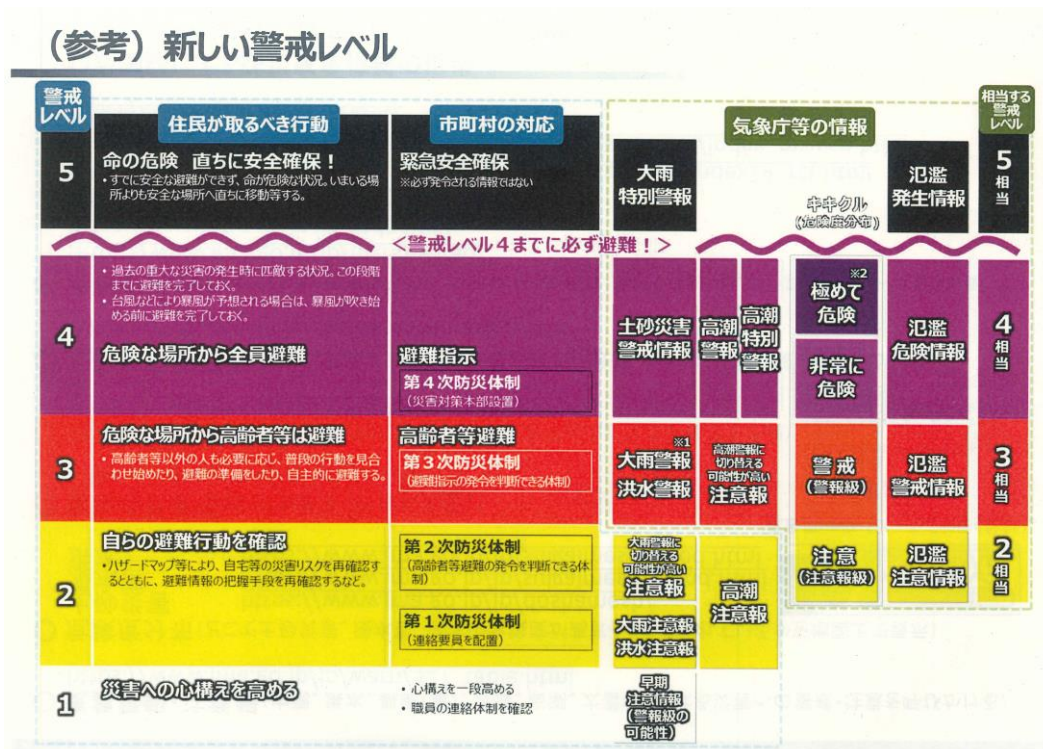
* 土壌雨量指数基準値は1Km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市内における基準値の最低値を示す。

<参考>

土壌雨量指数： 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5Km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数： 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

各種防災気象情報のタイミングの例



○特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。

静岡地方气象台発表の特別警報の発表基準

種類	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

2 御殿場市・小山町広域行政組合消防本部等による観測
資料5（P26）による。

3 措置

市は、静岡地方气象台の発表する気象、水象予警報の伝達を受けた場合は、速やかに「静岡県水防本部の規定」に基づき当該情報を伝達し、必要な措置をとるものとする。

市は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規則予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第9章 水防活動

第1節 水防本部が設置されるまでの体制

1 警戒雨量等

- (1) 静岡地方気象台から御殿場市に大雨・洪水・暴風警報等が発令されたとき
- (2) 市及び小山町内の各雨量計の時間雨量が40mm、3時間雨量が100mm、24時間雨量が150mmを越えたとき（雨量の観測は御殿場市・小山町広域行政組合消防本部が行う。）
- (3) 積雪20cm/12h以上に達したとき（降雪量の観測は御殿場市・小山町広域行政組合消防本部が行う。）
- (4) 台風の予想進路等で明らかに影響があると予想されるとき

2 配備体制・通報

- (1) 危機管理課は、前記の報に接したときは、資料6（P27～P28）による体制を整える。
この場合、第1次非常配備体制出務者には、第一指令が発せられたものとする。
- (2) 危機管理監は、前項1「警戒雨量等」の状況により、資料6による配備基準を検討するため判定会を招集する。
なお、判定会の構成等は、御殿場市水防本部運営要領第5条の定めるところによる。
- (3) 通信指令課員は休日及び平日夜間において、前記雨量に達したときは、すみやかに危機管理監に通報するとともに、毎時の雨量等を報告する。

3 水防本部の設置

- (1) 危機管理監は、判定会の決定に基づき水防管理者と協議し、水防本部の設置を指令するものとする
- (2) 危機管理監は、前号の指令と同時に御殿場地域振興センター所長及び各支所長に支部の設置を指令する。

第2節 非常配備体制

1 水防本部長は、非常配備の必要を認めるときは、非常配備体制を指令するものとする。

なお、非常配備体制の切換えは、資料6の配備基準によるものとする。

2 消防団の非常配備

水防管理者が、消防団員を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものであり、資料6の基準により配備体制につくものとする。

- (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認めた場合
上記の場合には、速やかに沼津水防区長を経由して県水防本部長に報告しなければならない。
- (2) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

第3節 水防信号及び水防標識並びに身分証票

1 水防信号

法第20条の規定による水防信号は、「静岡県水防信号規則（昭和31年県規則第75号）」の規定に基づき、次により行うものとする。

水 防 信 号			
区別/方法	説明	警鐘信号	サイレン信号
第一信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休 ○ 休 ○ 休 止 止 止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○-- 休 止 ○-- 休 止 ○-- 休 止
第二信号	水防職員及び消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの	○-○-○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○-- 休 止 ○-- 休 止 ○-- 休 止
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべきことを知らせるもの	○-○-○-○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○-- 休 止 ○-- 休 止 ○-- 休 止
第四信号	必要と認める区域内の居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分約5秒 約1分約5秒 ○-- 休 止 ○-- 休 止
注 意	1 信号は、適切な時間継続すること 2 必要があれば警鐘、サイレンを併用することを妨げない 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。		

2 水防標識

(1) 水防優先標識

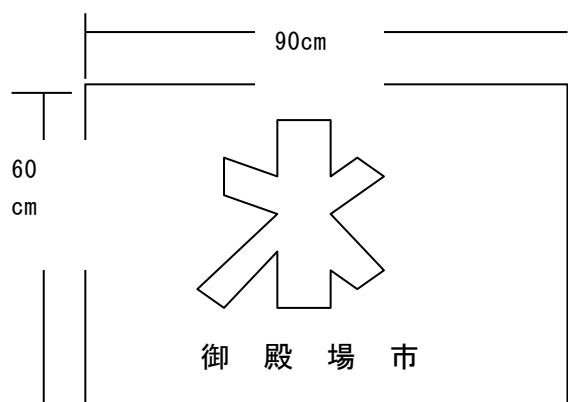
水防のため現場に赴く水防職員及び車両の優先通行標識は次の図のとおりである。

(2) 緊急自動車（水防用）及び水防車両

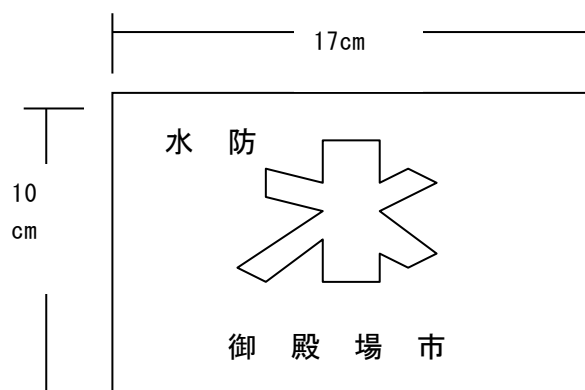
水防のため出勤する緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）及び他の水防用車両は、優先通行を確保するため、第1図の標識を用うるものとする。

水防のため現場に赴く水防職員は、第2図の腕章を装着するものとする。

第1図 車馬標識



第2図 腕章



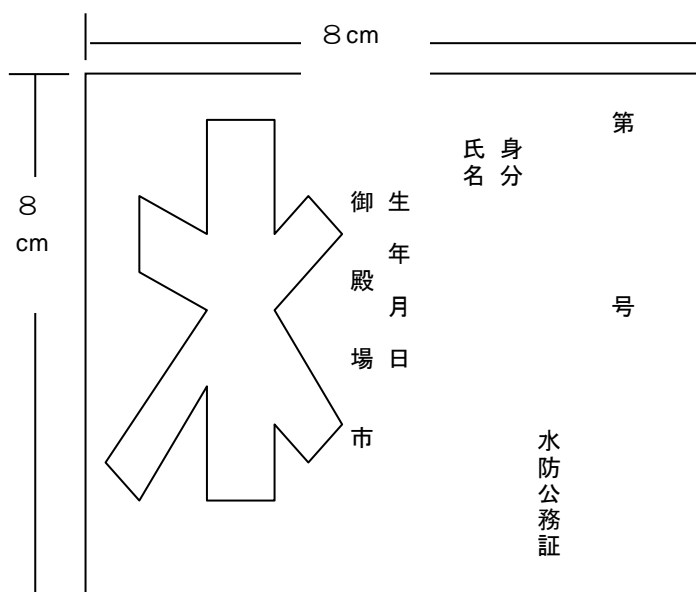
・「水」は赤色

・外は白色

・「御殿場市」は黒色

3 身分証票

法第49条第2項の規定により消防団員の身分証票は次のとおりとする。



・「水」は赤色 ・外は白色

裏面

- 1 記名以外の者の使用を禁ず。
- 2 本証の身分に変更があったときは、速やかに訂正を受けること。
- 3 本証の身分を失ったときは、ただちに本証を返還すること。
- 4 本証は、水防法第49条第2項による立入証である。

第4節 降雪への対応

1 降雪時の対応

降雪時の対応については別冊2「御殿場市降雪対応マニュアル」に定める。

第5節 水防配備の解除

1 市の配備の解除

水防管理者は、自らの区域内の水防活動が必要なくなると認めるときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。

なお、配備の解除を発令したときは、沼津水防区長を経由して県水防本部長に報告するものとする。

2 消防団等の配備の解除

(1) 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり県水防本部長又は水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。

(2) 消防団員は、1による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

(3) 水防解除後は人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

(4) 使用した資器材は、手入れをして所定の位置に設備する。

第 10 章 協力応援

第 1 節 水防管理団体相互の協力及び応援（法第 23 条）

- 1 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対し応援を求めることができる。
ただし、県水防本部長は、上記にかかわらず応援に関する指示を行うことがある。
- 2 応援を求められた水防管理者若しくは消防長は、自らの水防に支障がないかぎりこの求めに応ずるものとし、作業、行動等は応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互に協定をしておくものとする。

第 2 節 自衛隊の派遣要請の要求

災害に際しては、知事に対し、自衛隊の派遣要請を要求することができる。緊急の場合は、自衛隊独自の判断により出動するものとする。（自衛隊法第 83 条）

第 3 節 警察官の出動要請（法第 22 条）

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、御殿場警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

第 4 節 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請

- 1 沼津水防区長及び水防管理者は、水害等の発生時の被害軽減等のため、国土交通省の所有する災害対策用車両等の派遣要請及び現地情報連絡員（リエゾン）の派遣依頼を行うことができる。
- 2 国土交通省災害対策用車両の派遣要請をする場合には、最寄りの直轄事務所へ直接電話連絡して、その際に使用（派遣）場所（位置図）、使用（派遣）車両、使用（派遣）期間、受入担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせて提示する（FAX）。
国土交通省窓口の連絡先は、次のとおりである。派遣要請できる災害対策車両等は県水防計画による。市管理河川でも派遣可能である。
※ なお、災害対策用車両等の派遣に要する費用は原則として派遣要請をした地方自治体が負担することとする。

地 区	国土交通省 窓口	電話番号	FAX番号
東部・伊豆	沼津河川国道事務所 調査第 1 課	055-934-2009	055-934-2019

第 1 1 章 水防てん末報告

1 水防管理者は、洪水等に際して水防活動を実施し、水防が終結したときには、次の事項をとりまとめ、様式 1（P 3 2）により水防活動実施後 1 0 日以内に沼津水防区を経由して、県水防本部長に報告するものとする。（法第 4 7 条第 2 項）

2 水防てん末報告事項

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 消防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 水防法第 2 8 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防職員、消防団員とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

3 水防活動実施報告作成上の注意事項

- (1) 水防管理団体水防活動実施報告書（様式 1（P 3 2））
 - ア 水防管理団体及び水防区で水防を行った箇所ごとに作成すること。
 - イ 水防管理団体は沼津水防区長に箇所ごとの報告書の集計表を添付した 3 部提出すること。
 - ウ 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。
 - エ 氾濫した場合には、箇所図（1 / 5，0 0 0 以上）に氾濫区域及び実施箇所を明示し添付すること。
- (2) 水防活動実施報告書（別紙様式（P 3 3））
 - 水防管理団体は、水防を実施した場合のみ別紙様式により翌月 3 日までに沼津水防区に報告すること。

第 1 2 章 水防計画及び水防訓練

第 1 節 水防計画（法第 3 3 条）

1 水防管理団体の水防計画の策定

- (1) 指定水防管理団体は、毎年必ず水防計画（具体的実施計画）を静岡県水防計画に基づいて樹立し、知事に届け出しなければならない。
- (2) 水防計画は、各種事態を想定してでき得る限り具体的に策定し、これを住民に周知徹底するよう努めるものとし、水防計画を定め、又は変更したときはその要旨を公表しなければならない。

2 水防管理団体の水防計画の配布

水防管理団体は、水防計画を定めたときは、関係機関に配布するものとする。

第 2 節 水防訓練（法第 3 2 条の 2）

指定水防管理団体は、毎年 1 回以上県の指導により消防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を実施しなければならない。

第 1 3 章 黄瀬川洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び

浸水の防止のための措置

第 1 節 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に係る洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

- ・狩野川水系黄瀬川洪水浸水想定区域図（平成 31 年 3 月公表：静岡県）
- ・鮎沢川水系鮎沢川洪水浸水想定区域図（令和 3 年 5 月 11 日公表：静岡県）

第 2 節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- 2 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - (1) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの。
 - (2) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設をいう。以下同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。
 - (3) 大規模な工場その他の施設（(1) 又は (2) に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して、市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- 3 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第 3 節 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

第 4 節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

第 5 節 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成

法第 15 条第 1 項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

第 1 4 章 その他

第 1 節 費用負担及び公用負担

1 水防管理団体が、その所轄区域の水防に要した費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。(法第 4 1 条)

ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、県知事にあっせんを依頼するものとする。

- (1) 法第 2 3 条の規定による応援のための費用
- (2) 法第 4 2 条の規定により、著しく利益を受けた市町村の一部負担

2 公用負担の権限

水防上必要があるときは、水防管理者、消防機関の長は次の権限を行使することができる。(法第 2 8 条)

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用
- (3) 土石、竹木その他の資材の収用
- (4) 車両その他の運搬用機器の使用
- (5) 排水用機器の使用
- (6) 工作物、その他障害物の処分

3 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他、これらの者に委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担命令権限書	
	氏 名
右の者 を委任したことを証明する。 年 月 日 御 殿 場 市 長	の区域における水防法第 2 8 条第 1 項の規定の権限行使 (氏 名) 印

4 公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、次のような命令書を目的物の所有者、管理者又は、これに準じる者に手渡してから行使するものとする。

公用負担命令書		
第 号 目的物 負担内容 年 月 日	種類 使用 収用 処分 御殿場市長 (氏 名) 印 事務取扱者 (氏 名) 印 キ リ ト リ セ ン	員数
第 号 公用負担命令書 年 月 日 御殿場市長 様		受領書 右受領しました 氏 名 印

第 2 節 公務災害補償

消防団員又は、消防団長が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は、公務による負傷若しくは、病気により死亡し、若しくは、障害の状態となったときは、御殿場市消防団員等公務災害補償条例の定めるところにより損害を補償するものとする。（法第 6 条の 2 に準ずる。）

第 3 節 退職報償金

消防団長又は消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、御殿場市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例により、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給できるものとする。（法第 6 条の 3 に準ずる。）

第 4 節 御殿場市水防協議会

御殿場市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、御殿場市水防協議会条例（資料 7（P 29））により御殿場市水防協議会を置く。

御殿場市水防協議会の構成は次のとおりである。

御殿場市水防協議会委員名簿

区 分	職 業
会 長	御殿場市長
委 員	静岡県御殿場警察署長
//	// 沼津土木事務所 御殿場支所長
//	御殿場市消防団長
//	// 副市長（2 名）
//	// 危機管理監
//	// 企画戦略部長
//	// 総務部長
//	// 環境市民部長
//	// 産業スポーツ部長
//	// 都市建設部長
//	御殿場市・小山町広域行政組合消防長

資 料 編

資料編目次

資料 1	重要水防箇所一覧表	
1-1	土石流危険溪流	2 1
1-2	急傾斜地崩壊危険箇所	2 2
1-3	御殿場市監視警戒河川	2 3
資料 2	(水防)資機材一覧表	2 3
資料 3	水防時における通信連絡基本系統図	2 4
資料 4	水防車・輸送車・広報車一覧表	2 5
資料 5	雨量計設置場所	2 6
資料 6	御殿場市の水防配備基準	2 7
	消防団に対する非常配備基準表	2 8
資料 7	御殿場市水防協議会条例	2 9
資料 8	御殿場市水防本部運営要領	2 9
資料 9	狩野川水系黄瀬川・鮎沢川水系鮎沢川洪水浸水想定区域図	3 0
様式 1	水防管理団体水防活動実施報告書	3 1
様式 2	水防活動実施報告書	3 2

資料 1 重要水防箇所一覧表

1-1 土石流危険溪流 (30箇所)

番号	水系名	河川名	溪流名	地先名	担当分団	備考
1	鮎沢川	鮎沢川	唐沢川	東山	第1分団	
2	〃	〃	地藏川	〃	〃	
3	〃	〃	小相川	〃	〃	
4	〃	〃	竜良川	柴怒田	第6分団	
5	狩野川	黄瀬川	高内川	神山	第2分団	
6	〃	〃	尾尻川	〃	〃	
7	〃	〃	新田沢1	沼田	〃	
8	〃	〃	新田沢2	〃	〃	
9	〃	〃	金時川	〃	〃	
10	〃	〃	諸久保沢3	〃	〃	
11	〃	〃	萩蕪沢1	〃	〃	
12	〃	〃	萩蕪沢2	〃	〃	
13	〃	〃	萩蕪沢3	〃	〃	
14	〃	〃	萩蕪沢4	〃	〃	
15	〃	〃	かじか沢	二子	〃	
16	〃	〃	二子沢1	〃	〃	
17	〃	〃	二子沢2	〃	〃	
18	〃	〃	姐沢	〃	〃	
19	〃	〃	大坂沢	大坂	〃	
20	〃	押出川	押出川右支川1	二の岡	第1分団	
21	〃	〃	押出川右支川2	東田中	〃	
22	〃	〃	押出川左支川	二の岡	〃	
23	〃	〃	諸久保沢1	東田中	〃	
24	〃	〃	諸久保沢2	二の岡	〃	
25	〃	〃	寒沢	〃	〃	
26	〃	高内川	高内川右支川1	神山	第2分団	
27	〃	〃	高内川右支川2	〃	〃	
28	〃	〃	大藪沢	〃	〃	
29	〃	〃	八ヶ窪沢	〃	〃	
30	〃	西川	砂沢川	印野	第5分団	

指定年月日：平成25年3月29日

告示番号：第314号

1-2 急傾斜地崩壊危険箇所 (21箇所)

番号	名称	所在地	担当分団	備考
1	中山下	中山中村	第2分団	
2	大坂	大坂川向	//	
3	二子	二子字二子山	//	
4	上柴怒田	柴怒田上柴怒田	第6分団	
5	深沢	深沢	第1分団	
6	深沢No.2	深沢	//	
7	深沢No.3	深沢	//	
8	箱根道A	東田中字箱根道	第1分団	
9	二の岡	東田中字二岡	//	
10	箱根道B	東田中字箱根道	//	
11	タンカ久保	沼田字タンカ久保	第2分団	
12	東大久保	二子字東大久保 他	//	
13	愛宕塚	中山字愛宕塚他	//	
14	栃窪	神山字栃窪 他	//	
15	塚村	神山字塚村	//	
16	高内	神山字高内 他	//	
17	立庵田	二子字立庵田 他	//	
18	細見	二子字細見 他	//	
19	スゲ沢	二子字スゲ沢 他	//	
20	中尾	神山字中尾	//	
21	須釜	神山字須釜	//	

指定年月日：平成25年 3月29日 告示番号：第314号（番号1～7）

指定年月日：平成30年11月27日 告示番号：第314号（番号8～21）

1-3 御殿場市監視警戒河川（橋梁名）

水系名	河川名	監視警戒河川（橋梁）	地先名	担当分団等	備考
狩野川	黄瀬川	明治橋	沼田	第2分団	水位標設置
〃	〃	川久保橋	二子	〃	〃
〃	〃	丸獄橋	大坂	〃	〃
〃	〃	中央橋	神山	〃	〃
〃	〃	昭和橋	川島田	第3分団	
〃	久保川	水道橋	竈	第2分団	〃
〃	〃	久保川橋	中山	〃	〃
〃	〃	池の平橋	神山	〃	〃
〃	西川	西川橋	中清水	〃	〃
鮎沢川	小山川	協同橋	萩原	第1分団	
〃	〃	徳乃屋付近	新橋	〃	
〃	〃	志村橋	萩原	〃	

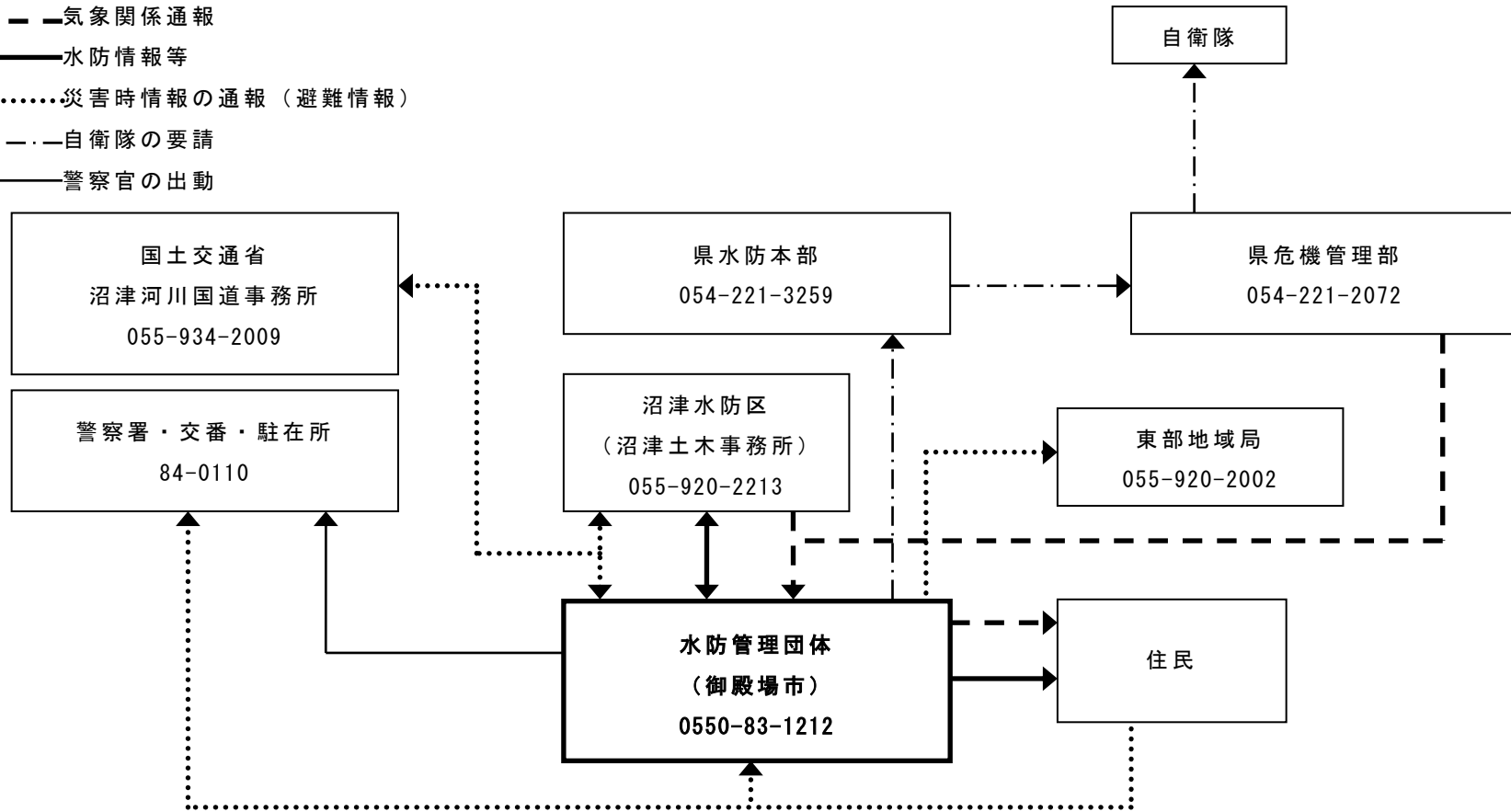
資料2 （水防）資機材一覧表

資機材	本部	御殿場	富士岡	原里	玉穂	印野	高根	計
土嚢袋	100	3,080		410	800			4,390
掛矢	7							7
スコップ	74		17			2		93
つるはし	12							12
鋸	9							9
斧	7		2					9
ハンマー	10							10
鎌	8							8
ペンチ	5							5
鉋	3							3
ロープ	3		3					6
投光器	2	19	5	8	5	3	5	47
防水シート	3	3,200	700	550	800	200	500	5,953
発電機	25	13	5	12	6	3	6	70

資料3 水防時における通信連絡基本系統図

凡例

- ← - - - 気象関係通報
- ← ——— 水防情報等
- ← 災害時情報の通報（避難情報）
- ← - . - . - 自衛隊の要請
- ← ——— 警察官の出動



資料4 水防車・輸送車・広報車一覧表

呼出名称	設置場所 (車種)	ナンバー プレート	担当課	呼出名称	設置場所 (車種)	ナンバー プレート	担当課
ぎょうせいご てんば	本庁舎5階	基地局		ごてんば 27	エクストレイル 1号機	沼津 300 ま3145	道路 河川課
				ごてんば 28	タイヤロードダ ンプ	富士山 440 さ1239	管理 維持課
ぎょうせいご てんば	本庁舎2階	遠隔制御器	管理維持課	ごてんば 29	イスズ 3T ダ ンプ	富士山 803 さ666	管理 維持課
ぎょうせいご てんば	水道庁舎1階	遠隔制御器	環境部	ごてんば 32	三菱キャンター (給水車)	沼津 800 さ666	上水道 課
ぎょうせいご てんば	消防本部通信 指令課	遠隔制御器	通信指令課	ごてんば 33	三菱ショベル (小)	沼津 00 る797 (永原土場)	管理 維持課
				ごてんば 71	トヨタダイナ	沼津 100 さ8117	上水道 課
ごてんば2	ランドクルー ザー	富士山 800 さ2852	管理維持課	ごてんば 73	トヨタランドク ルーズーブラド	沼津 800 ず1322	上水道 課
ごてんば3	エクストレイ ル	富士山 303 と4356	管理維持課	ごてんば 74	ホンダアクティ トラック4WD	沼津 480 い6164	上水道 課
ごてんば5	エクストレイ ル2号機	富士山 303 ず6471	道路河川課	ごてんば 75	ホンダアクティ トラック4WD	沼津 41 あ2253	上水道 課
ごてんば9	小松グレーダ ー(小)	沼津 00 る733	管理維持課	ごてんば 76	ホンダアクティ トラック4WD	沼津 480 い4795	上水道 課
ごてんば 10	マツダ スクラム	富士山 581 き4600	道路河川課	ごてんば 77	ホンダバモス	沼津 50 は151	上水道 課
ごてんば 11	トヨタランド クルーズーブラ ド	富士山 803 さ937	危機管理課	ごてんば 78	スズキジムニー ステーションワ ゴン	沼津 580 い1361	上水道 課
ごてんば 14	エクストレイ ル3号機	富士山 303 せ4774	管理維持課	ごてんば 91	水道庁舎1階	(携帯局)	上水道 課
ごてんば 16	三菱軽	富士山 581 え7417	道路河川課	ごてんば 92	水道庁舎1階	(携帯局)	上水道 課
ごてんば 17	いすゞ 2Tダンプ	富士山 103 さ4548	管理維持課	ごてんば 93	水道庁舎1階	(携帯局)	上水道 課
ごてんば 18	小松グレーダ ー(大)	沼津 00 る313	管理維持課	ごてんば ぼうたい1	東館2階	(移動局)	危機 管理課
ごてんば 23	スズキ エブリー	富士山 481 あ281	財政課	ごてんば ぼうたい 57	東館2階	(移動局)	危機 管理課
ごてんば 24	三菱 530 バケット(大)	沼津 99 る530 (川柳土場)	管理維持課				

(参考) ごてんばぼうたい1・57を除き、その他は令和3年5月31日で免許更新を終了

資料5 雨量計等設置場所

位 置	所 管	観 測 項 目
萩 原	気象庁 静岡地方气象台	風向風速・気温・雨量・日照時間
神 山	国土交通省 沼津河川国道事務所	雨量
板 妻	//	雨量
中 畑	//	雨量
竈	静岡県	雨量
消防本部	御殿場市・小山町 広域行政組合消防本部	風向風速・気温・雨量・湿度・気圧・積雪
富士岡分署	//	風向風速・気温・雨量・湿度・積雪
西分署	//	風向風速・気温・雨量・湿度・積雪
小山消防署	//	風向風速・気温・雨量・湿度・積雪
須走分署	//	風向風速・気温・雨量・湿度・積雪

資料6 御殿場市の水防配備基準

配備区分	配備基準	配備要員
第1次 事前配備	静岡地方気象台から御殿場市に大雨・洪水注意報等が発令されたとき	危機管理課は、情報収集体制を整える。時間外にあっては自宅待機とする。
第2次 事前配備	1 静岡地方気象台から御殿場市に大雨・洪水警報等が発令されたとき 2 市及び小山町内の各雨量計の時間雨量が40mm、3時間雨量が100mm、24時間雨量が150mmを越えたとき 3 積雪20cm/12h以上に達したとき 4 台風の予想進路等で明らかに影響があると予想されるとき	1 危機管理課は、左記の報に接したときは、警戒体制を整える。この場合、第1次非常配備出務者には、第1指令が発せられたものとする 2 危機管理監は、左記の状況により配備体制を検討するため判定会を招集する。 3 通信指令課員は休日及び平日夜間において、左記の報が発せられたときは、すみやかに危機管理監に通報するとともに、毎時の雨量等を報告する。 4 危機管理監は、判定会の決定に基づき水防管理者と協議し、水防本部の設置を指令するものとする。 5 危機管理監は、前号の指令と同時に御殿場地域振興センター所長及び各支所長に支部の設置を指令する。 【危機管理監、危機管理課1/2】
第1次 非常配備	具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき	事態の推移に伴い、速やかに第2次非常配備ができる体制 【危機管理監、危機管理課全員、秘書課長、企画課長、魅力発信課長、 広報・情報魅力 発信S統括、未来プロジェクト課長、総務課長、人事課長、人事研修S統括、道路河川課長、管理維持課長、教育総務課長、消防本部警防課長】
第2次 非常配備	水防活動を必要とする事態の発生が予想されるとき	所属人員の約半数を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢 【危機管理監、危機管理課全員、秘書課長、秘書S統括、企画課長、企画調整S統括、魅力発信課長、未来プロジェクト課長、プロジェクト推進S統括、総務課長、総務・選挙S統括、管財課長、管財契約S統括、人事課長、環境課長、環境政策S統括、道路河川課長、工事S全員、管理維持課長、維持S全員、教育総務課長、庶務S統括、支部統括、消防本部警防課長、消防防災S統括、全消防団員の概ね1/2、水防職員の内指名する者】
第3次 非常配備	1 事態が切迫し、完全な水防態勢の必要が予想されるとき 2 気象庁より特別警報が発表されたとき	所属人員全員を動員する完全な水防体制 【危機管理監、危機管理課全員、秘書課長、企画課長、魅力発信課長、未来プロジェクト課長、総務課長、人事課長、環境課長、道路河川課長、管理維持課長、教育総務課長、支部地域振興S全員、消防本部警防課長、消防団全団員、水防職員全員】
解除	水位が下降して水防活動の必要がなくなったとき	
<p>※ 第2次非常配備体制以降は、支部職員は支部の連絡体制を確立する。</p> <p>※ 支部派遣職員及び避難所派遣職員は第2次非常配備体制以降自席または自宅待機とし、常に居所を明確にしておくものとする。</p> <p>※ 上記要員以外にも状況に応じて必要な所属職員の配備を要請する場合がある。</p> <p>その他の注意事項</p> <p>1 水防本部員、消防団員及び水防職員は、常に気象状況の変化に注意し、かつ、水防指令の命令が予測されるときは、出動しなければならない。</p> <p>2 第1次非常配備指令発令後は、できる限り不急の外出は避け、待機するとともに、常に居所を明確にしておくものとする。</p> <p>3 非常勤務者は、交替者と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。</p> <p>4 交替者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。</p>		

消防団に対する非常配備基準表

配備区分	配備基準	配備態勢
待機	水防に関係のある気象の警報が発表されたとき	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	河川の水位が上昇し、なお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき	消防団の分団長及び部長は、所定の詰所に集合し、資機材及び機具の整備点検、作業員の配備計画に当り、重要水防箇所の巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき	消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防本部長より解除の指令をしたとき	
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水防活動(避難誘導や水防作業)の実施に当たり、消防団員自身の安全は確保しなければならない。 2 出動の際は、必要に応じ、ライフジャケット等の安全具を装着する。 3 消防団員は、出動間によく家事を整理し、万一家人が退避する場合における退避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。 4 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。 5 作業中は、私語を慎み、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。 6 命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに団員を緊張にやっ疲れさせないよう留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるように心掛けること。 7 洪水時において堤防に異状が起こる時期は、滞水時期にもよるが、大体水位が最大のとき又は、その前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生じる場合が多い(水位が最大洪水位の4分の3位に減少したときが最も危険)から、洪水が最盛期を過ぎてても完全に終息するまで警戒を厳にすること。 8 水防解除後は人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。 9 使用した資機材は、手入れをして所定の位置に整備する。 		

資料7 御殿場市水防協議会条例

昭和56年9月18日
条例第26号

(趣旨)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づき、御殿場市水防協議会(以下「協議会」という。)を置き、その運営については水防法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(会長の職務)

第2条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 会長に事故あるときは、会長のあらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月10日条例第8号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月17日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料8 御殿場市水防本部運営要領

(目的)

第1条 この要領は、御殿場市水防計画に基づき、御殿場市水防本部（以下「水防本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 水防本部に支部及び班を置き、支部に支部長を、班に班長を置く。

(本部長及び副本部長)

第3条 水防本部長（以下「本部長」という。）は、御殿場市長をもって充て、副本部長（以下「副本部長」という。）は、御殿場市副市長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長に事故あるときは、御殿場市副市長の事務分担及び市長の職務代理の順序に関する規則（平成19年規則第5号）第4条に定める順位によりその職務を代理する。また、副本部長に事故あるときは、危機管理監以下各部長が御殿場市部等設置条例（昭和57年御殿場市条例第22号）第1条に定める部の順位によりその職務を代理する。

(水防長等)

第4条 水防長は危機管理監、警防本部長は消防本部消防長、支部長は御殿場地域振興センター所長及び各支所の支所長、本部員は消防団長、教育長、企画戦略部長、総務部長、環境市民部長、都市建設部長の職にある者をもって充てる。

2 水防長は、水防事務を掌理し、迅速かつ的確な水防事務の遂行を図り、本部長、副本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、それぞれ所管する班が実施する水防対策の実施状況を把握し、本部長に報告するとともに、それぞれ所管する班と水防本部との調整にあたるため、自ら水防本部に出向し、又は、代理者を水防本部に派遣するものとする。

(判定会)

第5条 判定会は、危機管理監が掌理し、危機管理課長、秘書課長、魅力発信課長、総務課長、人事課長、管理維持課長、教育総務課長及び消防本部警防課長をもって構成する。

2 判定会は、必要があると認めるときは、関係する者の出席を求めることができる。

(配備指令)

第6条 水防本部の設置が指令されたときは、職員は次により行動する。

1 第2次非常配備体制の場合

(1) 待機

あらかじめ水防職員に指名されている職員のうち、第2次配備体制要員は、ただちに水防作業に従事できる服装で自席にて待機するものとする。

(2) 出動

出動指令を受けた水防職員は、ただちに指定された場所に集合し、水防長の指示を受けるものとする。

2 第3次非常配備体制

(1) 出動

ア 水防職員は、全員ただちに水防作業に従事できる服装で指定された場所に集合し班長の指揮のもとに水防活動にはいる。

イ 水防事務担当者は、災害対策本部設置の場合に備えて、事務の移行に対応できるよう体制を整えておくものとする。

3 水防班の編成

水防班の構成は概ね次のとおりとする。

班長 1名（水防長の指名する者）

班員 10名（関係各課の職員とあらかじめ指名されている水防職員）

(本部員会議)

第7条 本部長は、水防活動の実施について協議するため、必要に応じて本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、警防本部長、本部員及び水防長の指名する者をもって構成する。

3 各班長は、それぞれの分掌事務に関して、本部員会議に必要な資料を提出するものとする。

(水防本部の廃止)

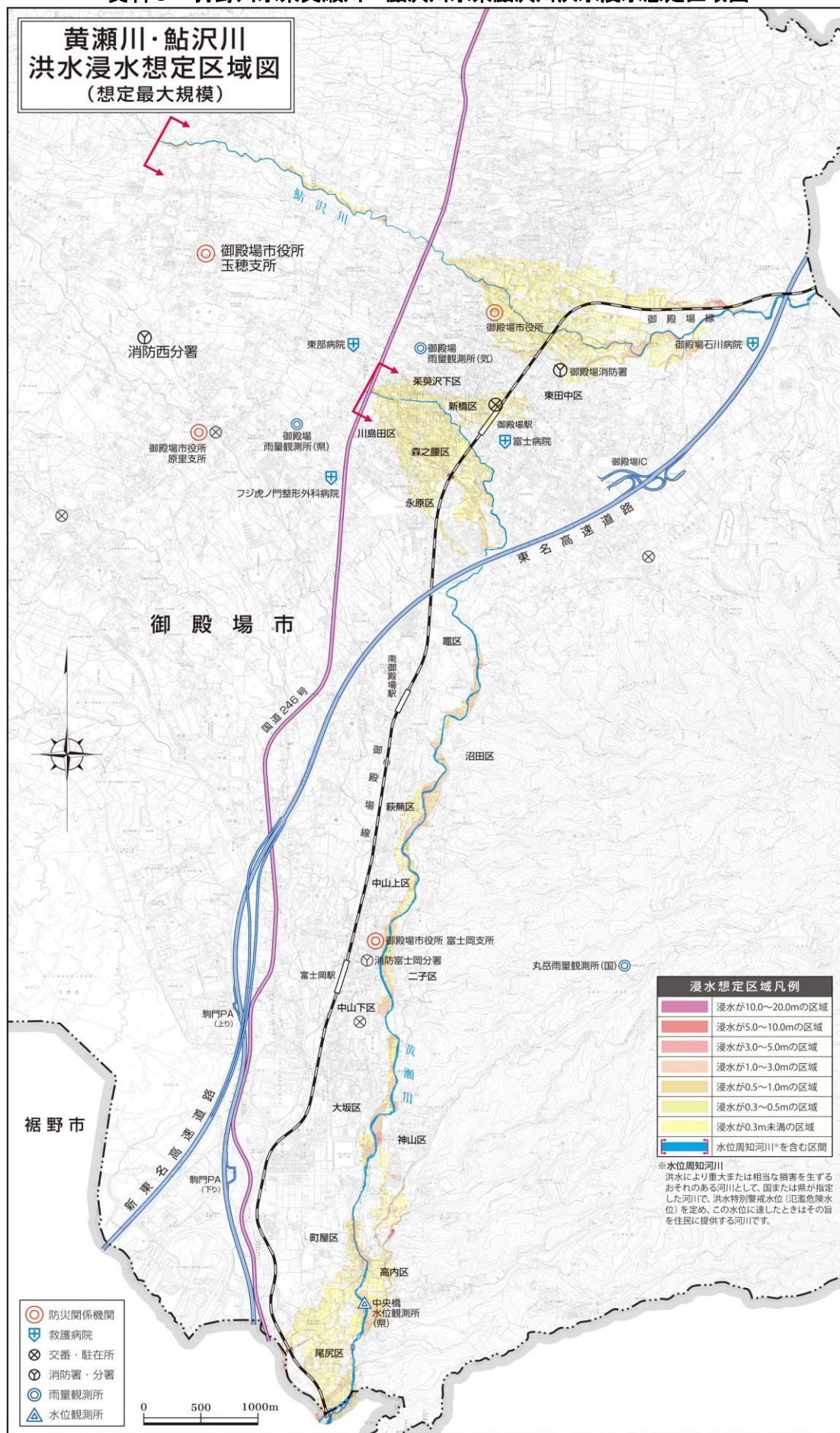
第8条 本部長は、気象警報が解除されたとき、又は、水防活動の必要がないと認めるときは、水防本部を廃止する。この場合、水防本部が行った残務処理が終了した段階で廃止するものとする。

2 災害発生等による災害対策本部設置の場合は、その時点をもって自動的に水防本部の廃止となる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、水防本部に関する活動事項については、御殿場市水防計画の定めるところによる。

資料9 狩野川水系黄瀬川・鮎沢川水系鮎沢川洪水浸水想定区域図



様式1 水防管理団体水防活動実施報告書

水防管理団体水防活動実施報告書

年 月 日

水防管理団体名 _____ 作成責任者 _____

出 水 の 概 要	川 警戒水位 m 雨量 mm										
水 防 実 施 箇 所	川 左 右 岸 地 先 m										
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時				所 要 経 費 使 用 資 材	人 件	管理団体	県支給分	その他	計	
							手当て	円	円	円	円
出 動 人 員	水防団員		消防団員			その他		合計			
	人	人	人	人		工 法 箇 所 m		計			
水 防 作 業 の 概 要 及 び 工 法											
	資 材 費										
水 防 の 効 果											
	器 材 費										
結 果											
	雑 費										
公 用 負 担											
合 計											
かます、俵											
枚 枚 枚 枚											
万年、土俵											
枚 枚 枚 枚											
な わ											
Kg Kg Kg Kg											
丸 太											
枚 枚 枚 枚											
そ の 他											
県 の 応 援 状 況											
水 防 団 員 消 防 団 員 の 出 動 状 況	立 ち 退 き 状 況 及 び そ れ を 指 示 し た 事 由										
そ の 他 の 出 動 状 況	水 防 関 係 者 の 死 傷										
居 住 者 の 出 動 状 況	水 防 功 勞 者 の 氏 名 所 属 年 齢 所 属 の 要 及 び そ の 概 要										
雨 量 水 位 の 状 況											
公 用 負 担 内 容	水 防 活 動 関 係 反 省 点										
他 団 体 の 応 援 状 況											
警 察 官 の 応 援 状 況	備 考										

- (注) 1 水防を行った箇所ごとに作成すること。
 2 氾濫箇所図(1/5000以上)を添付し、氾濫区域及び実施箇所を明示すること。
 3 水防管理団体は、箇所ごとの報告書の集計表及び氾濫箇所図(1/5000以上)を添付して、水防区長(土木事務所長)に3部に提出すること。
 4 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。

別紙様式

水防活動実施報告書

自 年 月
至 年 月

(都道府県)

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備 考
	団 体 数	活 動 延 人 員	主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	団 体 数	使 用 資 材 費		
							主 要 資 材	そ の 他 資 材	
県(都道府)分		人	円	円	円				
前 回 迄	—	—							
月 分	—	—							
月 分	—	—							
月 分	—	—							
小 計	—	—							
累 計	—	—							
水防管理団体分									
前 回 迄									
月 分	()								
月 分	()								
月 分	()								
小 計									
累 計							円	円	円

(作成要領)

1. 「前回まで」欄は前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
2. 「団体数」欄は括弧書きには、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
3. 「月分」欄は、当該月間の対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
4. 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂の使用額を記入すること。
5. 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団分の「累計」欄のみ記入すること。

御 殿 場 市 水 防 計 画

(第3章「避難」)

別冊「避難情報の判断・伝達マニュアル」

御 殿 場 市

令和7年2月

目 次

1	前言	
(1)	マニュアルの狙い	1
(2)	マニュアルの枠組み	1
(3)	マニュアル作成上の前提	1
2	避難情報発令の基本的考え方等	
(1)	避難情報発令の判断基準の基本的考え方	1
(2)	判断基準の設定にあたっての関係機関の助言	1
(3)	避難情報と市民等が取るべき行動	2
(4)	市民が日頃から準備・留意しておく事項	2
3	水害	
(1)	避難情報の発令の判断基準	4
(2)	対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所	9
4	土砂災害	
(1)	避難情報の発令の判断基準	19
(2)	対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所	23
5	避難情報の情報伝達	
(1)	避難情報の伝達方法	36
(2)	避難地及び避難所一覧表	40

1 前言

(1) マニュアルの狙い

本マニュアルは、水害及び土砂災害に対する避難情報の発令判断基準、警戒すべき区間・箇所、避難情報の伝達方法について明確化・具体化することにより、市の水防関係者が適時・適切な判断に基づく迅速・的確な避難情報の処置をして、市民等の円滑な避難等を実現しうる体制を確立するために作成したものである。

(2) マニュアルの枠組み

ア 対象とする災害は、水害及び土砂災害とする。

イ 記載については、自主防災会の皆さまのご意見、庁内関係各課の意見に基づき、県の災害関係部局や関係機関と連携を図ったものである。

(3) マニュアル作成上の前提

ア 本マニュアルは、災害対策基本法第60条第1項及び御殿場市水防計画の第3章「避難」に基づき作成

イ 本マニュアルは、今後の情報体制の整備状況、実際の避難行動等からの教訓などに基づき、必要に応じて見直すものとする。

2 避難情報発令の基本的考え方等

(1) 避難情報発令の判断基準の基本的考え方

避難情報の発令基準の設定は、避難所への移動（立ち退き避難）のための準備や移動に要する時間を考慮する。また既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、立ち退き避難がかえって危険を及ぼしかねないと市民等が判断した場合には、近隣の安全な建物等の「緊急的な退避場所」への避難や屋内での避難行動をとることを市民等に周知する。

避難情報の発令基準を満たした場合には躊躇なく避難情報を発令するものとし、他の水害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については高齢者等避難を積極的に活用し、高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを市民等に推奨していく。この際、夜間避難を回避するための適切な時間帯の高齢者等避難の発令を検討する。

避難情報を発令する地域は危険度に応じてできるだけ絞り込むこととし、発令地域の判断には土砂災害に関するメッシュ情報を活用する。

(2) 判断基準の設定にあたっての関係機関の助言

市長は避難情報の判断に際し、指定行政機関や県等に助言を求めることができる。これらの機関は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、災害発生の危険性が高まった場合など、躊躇することなく助言を求めることは非常に有益である。

気象、河川、土壌がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なる。これらの施設管理者は国や県である場合が多く、また、施設管理者は過去の災害における降雨量や水位等のデータを保有している。このため避難情報の判断基準を設定する際には、これらの機関の協力・助言を積極的に求める必要がある。

また、これらの機関から市に対し、能動的に助言があった場合にはこれらの機関が専門の見地から尋常でない危機感を抱いているということであり、市にとっての重要な判断材料となりえることに留意する。

【助言を求めることができる機関】

国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所
 静岡県 砂防課 危機管理部 沼津土木事務所
 静岡地方気象台

(3) 避難情報と市民等が取るべき行動

警戒レベル	情報等	市民等が取るべき行動
警戒レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場補から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難をすることが望ましい。
警戒レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保措置」を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・命の危険 直ちに安全確保 ・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

(4) 市民が日頃から準備・留意しておくべき事項等

- (ア) 気象情報等が入手できるようにテレビ、ラジオ、戸別受信機等を点検しておく。
- (イ) 自分の住んでいる周りの河川（溪流）、水路、裏山等の危険箇所を把握しておく。
- (ウ) 避難の時期、場所、経路等をあらかじめ熟知し、家族内で再確認しておく。
- (エ) 危険が差し迫った状況で、避難場所への避難が困難な場合には、次のような事項に留意注意する。

- a 浸水により避難所までの歩行等が危険な状態（浸水深50cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所、20cm程度でも浸水の流れる速度が早い場所、10cm程度でも用水路等への転落のおそれがある場所）になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や近隣建物の2階等なるべく高いところへ緊急的に避難するなどの行動をとる。
 - b 他の土砂災害危険箇所等へ避難することは避ける。
 - c 溪流を渡り対岸に避難することは避ける。
 - d 溪流に直角方向に避難し、できるかぎり溪流から離れる。
- (オ) 平常時から区・組の行事等に参加し、近所付き合いを大切にする。

3 水害

(1) 避難情報の発令の判断基準

ア 避難情報の発令基準

市内の河川については、水防法第10条第2項又は第11条第1項に定める「洪水予報指定河川」がないため、市内各所の雨量、市民からの通報、巡視等による情報等により判断し、状況により避難情報を発令する。

【判断基準】

警戒レベル 3	高齢者等避難	○ 市に洪水警報が発表され、監視警戒河川の護岸上面の80%まで水位が上昇した場合
警戒レベル 4	避難指示	○ 市に洪水警報が発表され、河川の護岸上面まで水位が上昇し、市民等に人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合 ○ 消防団等から避難の必要性に関する通報があったとき ○ 浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合
警戒レベル 5	緊急安全確保	○ 命の危険 直ちに安全確保
備考	図1「避難情報発令判断フローチャート」 図2「避難情報を発令する区域の判断フローチャート」	

- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・ 巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ総合的な判断を行うこと。（日没以降の避難を避けるため、夜間に避難情報が予想される場合には、日没1時間前までに避難情報を先行して発令するよう努める。）
- ・ インターネット等から得られる動的情報により危険でない判断しても、住民、職員、関係機関等から得られる人的動的情報を最優先して避難情報の発令を判断する。

図1

避難情報発令判断フローチャート (水 害)

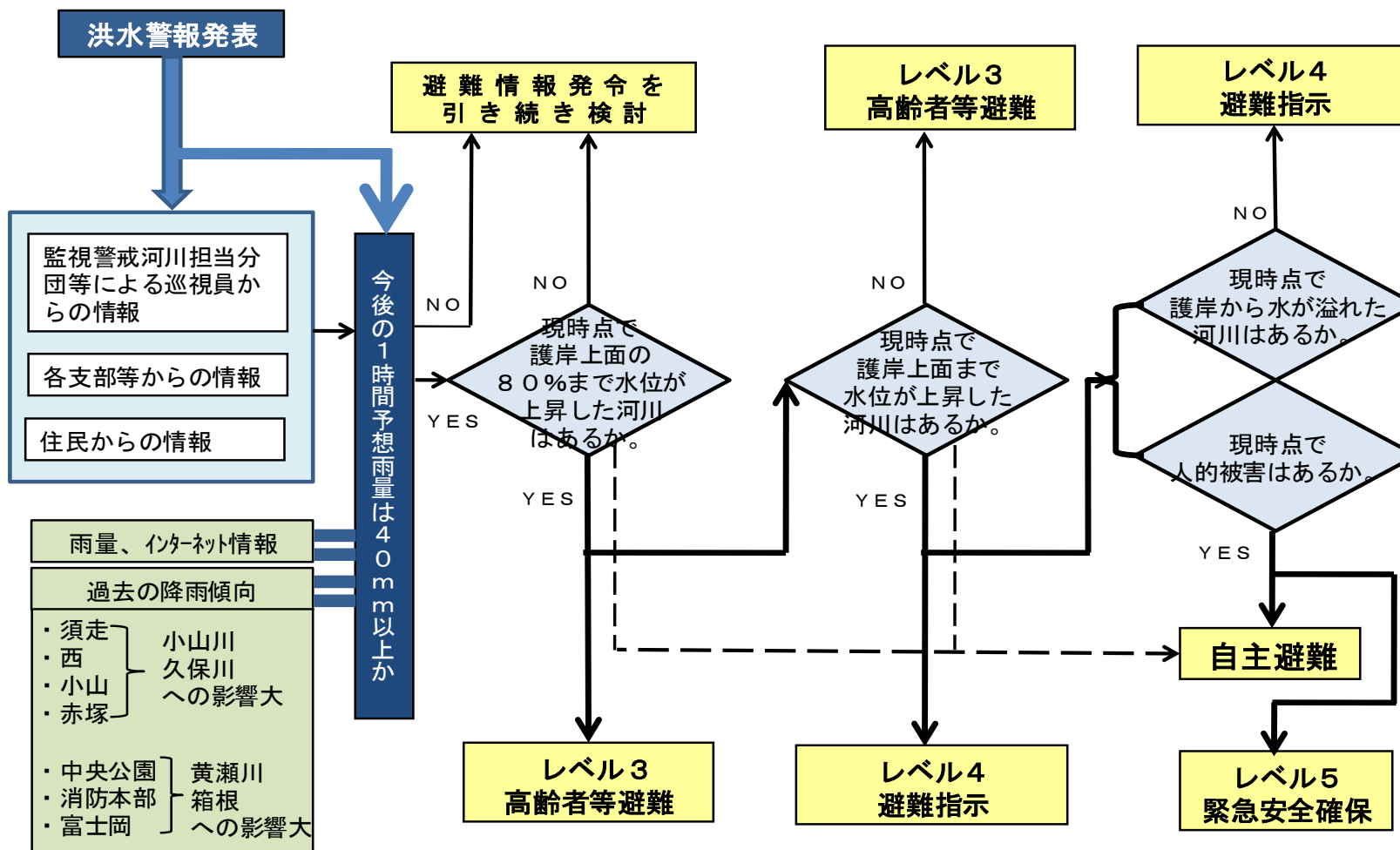
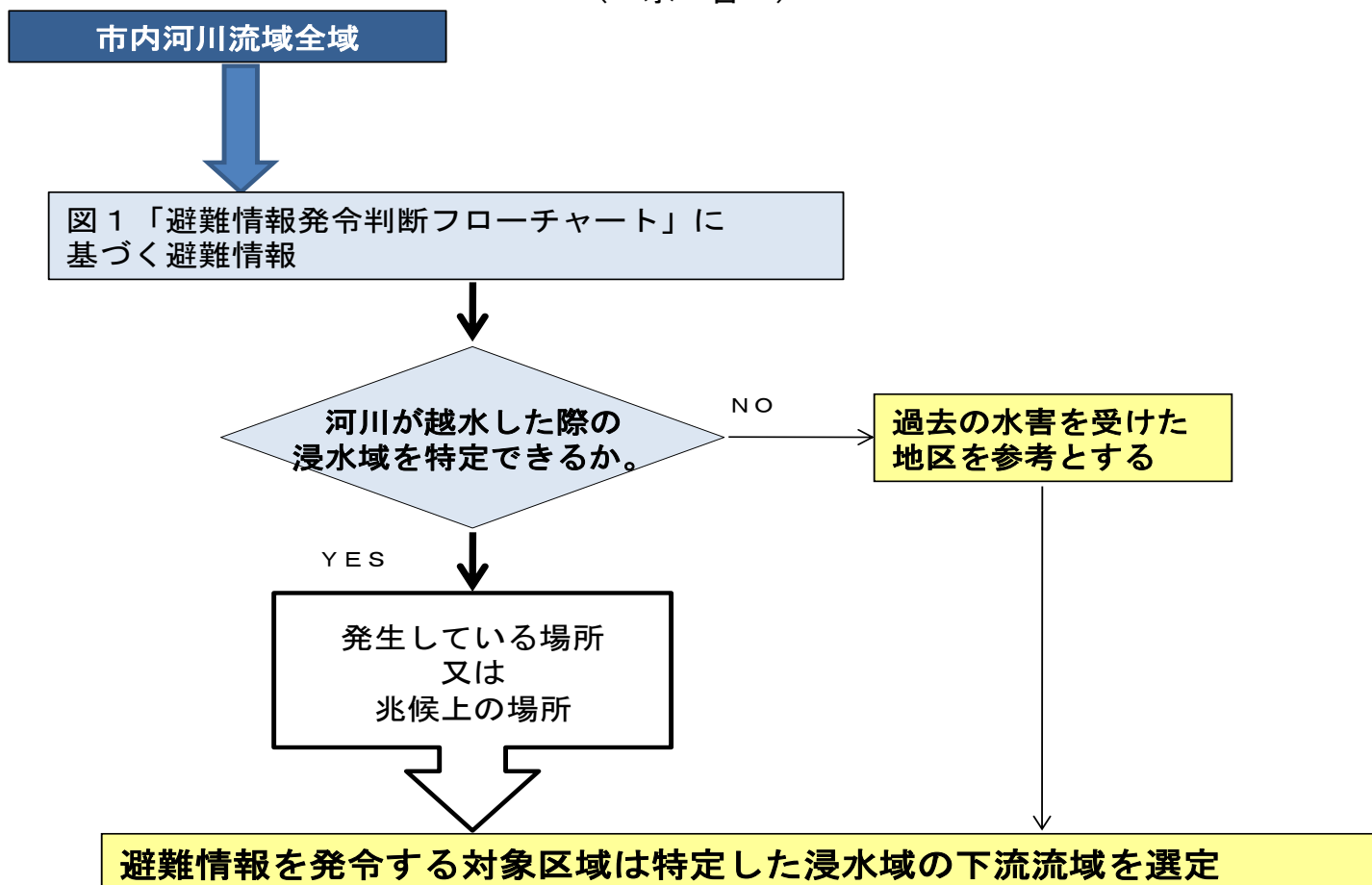


図 2

避難情報を発令する区域の判断フロー
チャート
(水 害)



イ 監視警戒河川（橋梁名）

水系名	河川名	監視警戒河川（橋梁）	地先名	担当分団等	備考
狩野川	黄瀬川	明治橋	沼田	第2分団	水位標設置
〃	〃	川久保橋	二子	〃	〃
〃	〃	丸獄橋	大坂	〃	〃
〃	〃	中央橋	神山	〃	〃
〃	〃	昭和橋	川島田	第3分団	
〃	久保川	水道橋	竈	第2分団	〃
〃	〃	久保川橋	中山	〃	〃
〃	〃	池の平橋	神山	〃	〃
〃	西川	西川橋	中清水	〃	〃
鮎沢川	小山川	協同橋	萩原	第1分団	
〃	〃	志村橋	萩原	〃	
〃	〃	徳乃屋付近	新橋	〃	
備考		図3「監視警戒河川（橋梁等）及び監視場所」			

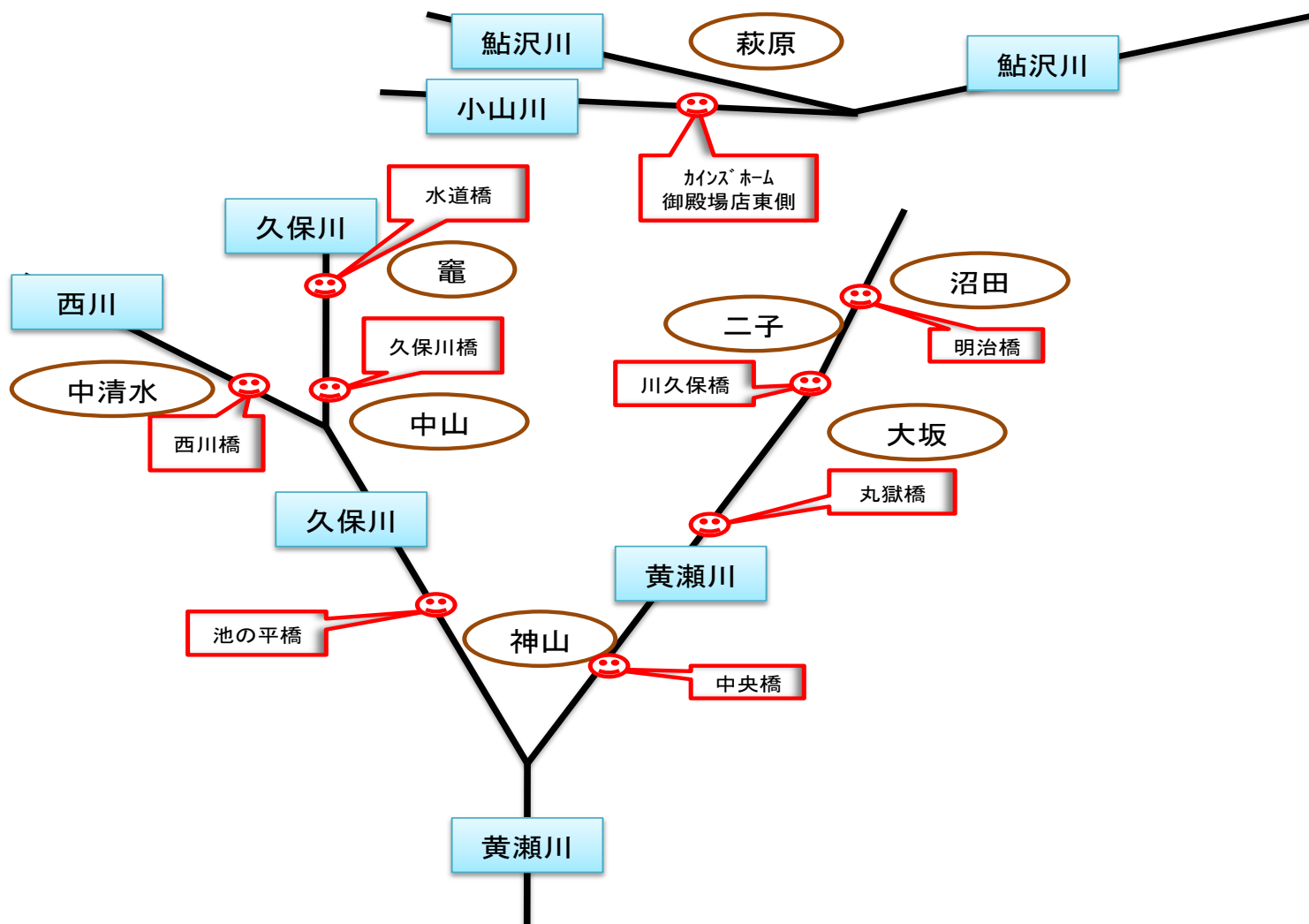
※ 監視警戒河川以外にもはん濫等が予想される河川については、監視を強化する。

ウ 雨量情報等の入手方法

方法		住民入手	アクセス方法
国土交通省	川の防災情報	○	http://www.river.go.jp/
		【非公開】	市町村向け川の防災情報
	Xバンド MP レーダ 雨量情報	○	http://www.river.go.jp/xbandradar/
気象庁 静岡地方气象台		○	http://www.jma-net.go.jp/shizuoka/
		【非公開】	市町向け情報
		【非公開】	ホットライン
静岡県土木総合防災情報サイポスレーダー		○	http://sipos.shizuoka2.jp
御殿場市・小山町広域行政組合 消防本部 雨量計		-	FAX受信

監視警戒河川（橋梁等）及び監視場所

図 3



(2) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

ア 外水氾濫（河川の氾濫等）

(ア) 過去の被害箇所等（疎通能力不足等）から想定浸水深50cm以上（床上浸水）と予想される箇所等

a 小山川

カインズホーム御殿場店東側

避難すべき区域：萩原区大原組



b 黄瀬川

市道0128号線丸獄橋付近

避難すべき区域：大坂区18組



(イ) その他、注意を要する箇所等

a 小山川

(a) 国道138号線富士見高架橋南側

避難すべき区域：東田中区3部8組



(b) 東大路線不動橋付近

避難すべき区域：二枚橋1組1・2

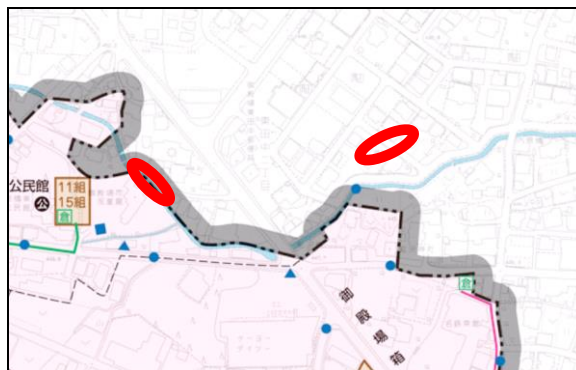


- (c) 県道御殿場・箱根線小山橋付近
避難すべき区域：茱萸沢上区元木原組
- (d) 市道1182号線無名橋付近
避難すべき区域：茱萸沢上区こも池組



b 沢の湯川

- (a) 東田中郵便局北側
避難すべき区域：東田中区2部8組
- (b) 新橋東公民館跡地東側
避難すべき区域：新橋区15組一部



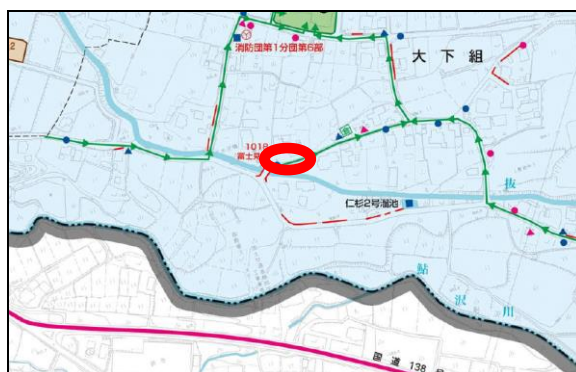
c 鮎沢川

- 国道246号線北久原橋高架下
避難すべき区域：なし（交通規制）



d 抜川

- 富士見橋付近
避難すべき区域：仁杉区大下組一部



e 久保川

- (a) 払堰橋下流
避難すべき区域：竈区24組



- (b) 市道0262号線大丸橋付近
避難すべき区域：中山下区16組



- (c) 市道3228号線上久保川上流
避難すべき区域：中清水区8組



- (d) カオホックスワウワイ御殿場店跡地付近
避難すべき区域：永塚区6組4班



f 黄瀬川

- (a) 大坂屋スタンド跡地付近



- (b) 市道0266号線瀧見橋付近
避難すべき区域：町屋区栢窪組
子の神組



(c) サンクック神山店

避難すべき区域：サンクック神山店



(d) 市道3537号線横橋付近

避難すべき区域：尾尻区1組・3組



g 西川

(a) 市道0119号線下芹沢橋上流

避難すべき区域：神場区4組



(b) 赤坂バス停付近

避難すべき区域：時之栖区7組



h 渡場川

(a) 玉穂支所東側

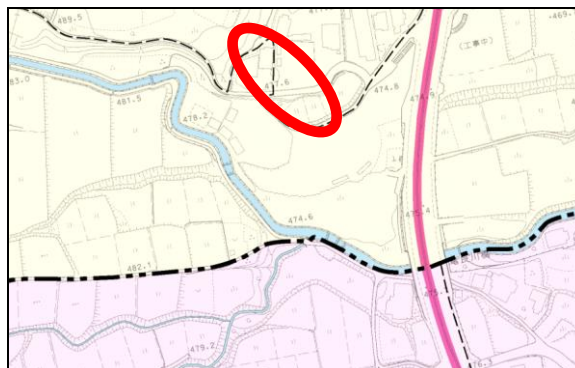
避難すべき区域：茱萸沢上区中尾西組



- (b) 県道御殿場箱根線と市道0236号
線の交差点付近
避難すべき区域：茱萸沢上区元木原組



- i 竜良川
株ステック付近
避難すべき区域：塚原区坂口組
山尾田組



- j 馬伏川
県道沼津・小山線 蓬菜橋下流
避難すべき区域：清後区5班



- k 小山佐野川
上柴怒田公民館付近



(ウ) 「避難すべき区域」は、過去の被害状況、被害想定等を踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて避難情報の発令区域を適切に判断する。

イ 内水氾濫（市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等）

（ア）御殿場区

杉原官舎東側

避難すべき区域：御殿場区 2 4 組 2 班



（イ）東山区

a 湖水前信号から西側

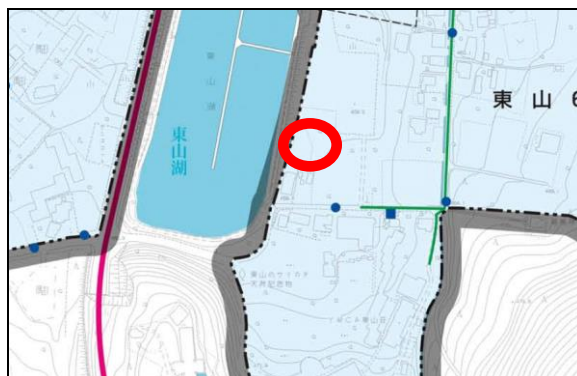
避難すべき区域：東山区

5・7・8組



b 東山湖南東付近

避難すべき区域：東山区 6 組

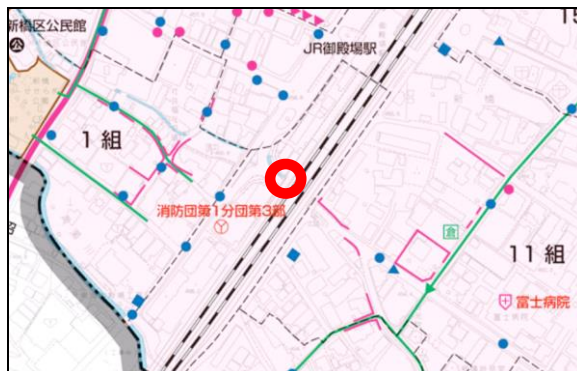


（ウ）新橋区

a 駅南ガード

避難すべき区域：なし（交通規制）

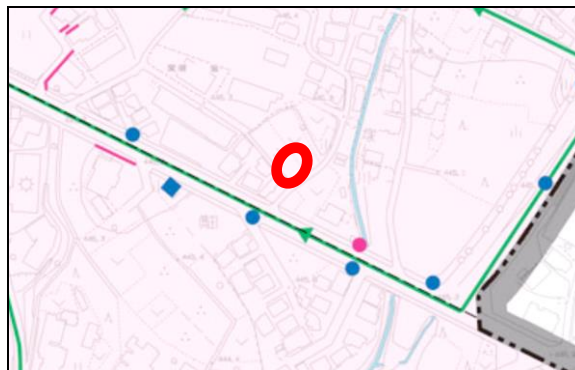
※ 排水限度を超えると通行不可



- b 御殿場南小学校東側
 (市道1729号線付近)
 避難すべき区域:新橋区12組の一部
 ※ 土地が低いため、浸水のおそれ



- c 市道1761号線付近
 避難すべき区域:新橋区17組の一部



- d 乗馬クラブニューシーズン御殿場付近
 (市道1896号線付近)
 避難すべき区域:新橋区13組1班
 ※ 低い住宅地に浸水のおそれ



- (エ) 北久原区
 北久原調整池
 避難すべき区域:北久原区神合組1班
 ※ 調整池が決壊のおそれ



- (オ) 仁杉区
 a 仁杉交差点付近
 避難すべき区域:仁杉区澤向組
 b 市道1025号線付近



- c 仁杉神社横
避難すべき区域：上合組



- (カ) 永原区
南中学校南西側
(市道1737号線付近)
避難すべき区域：永原区4組3班



- (キ) 沼田区
諸久保集会所東側
避難すべき区域：沼田区3組



- (ク) 中山上区
中山上公民館南側
避難すべき区域：中山上区5組



- (ケ) 中清水区
中清水地区コミセン南側
避難すべき区域：中清水区2組



(コ) 大坂区

a 市営大坂団地北西側

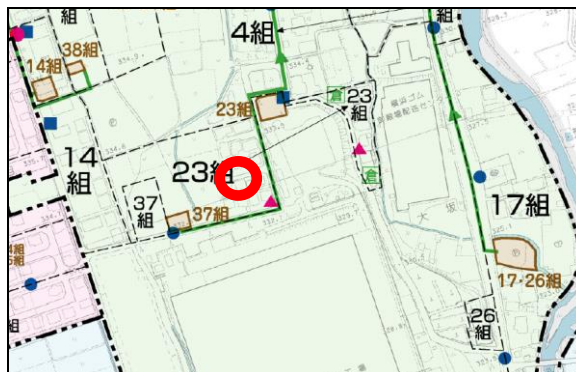
避難すべき区域：大坂区15組



b 岡村製作所富士工場北側

(市道3612号線付近)

避難すべき区域：大坂区23組



(サ) 町屋区

町屋区池ノ平

避難すべき区域：町屋区池ノ平

2 - 1組



(シ) 茱萸沢上区

県道御殿場箱根線と市道0236号線の交差点

避難すべき区域：茱萸沢上区新町組



(ス) 中畑西区

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地東側

避難すべき区域：中畑西区上南組1班



(セ) 上小林区

上小林バス停付近

避難すべき区域：上小林区水出下組



(ソ) 「避難すべき区域」は、過去の被害状況、被害想定等を踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難情報の発令区域を適切に判断する。

4 土砂災害

(1) 避難情報の発令の判断基準

ア 避難情報の発令基準

土砂災害とは、土石流、急傾斜地の崩壊及び地すべりがある。

土石流とは山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する現象であり、急傾斜地の崩壊とは、傾斜度が30度以上である土地が崩壊する現象である。

また、地すべりとは、土地の一部が地下水等に起因して滑る現象又はこれに伴って移動する現象である。

なお、御殿場市には土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という）に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域が平成25年3月に指定されており、土石流及び急傾斜地の崩壊による土砂災害に対して警戒する必要がある。

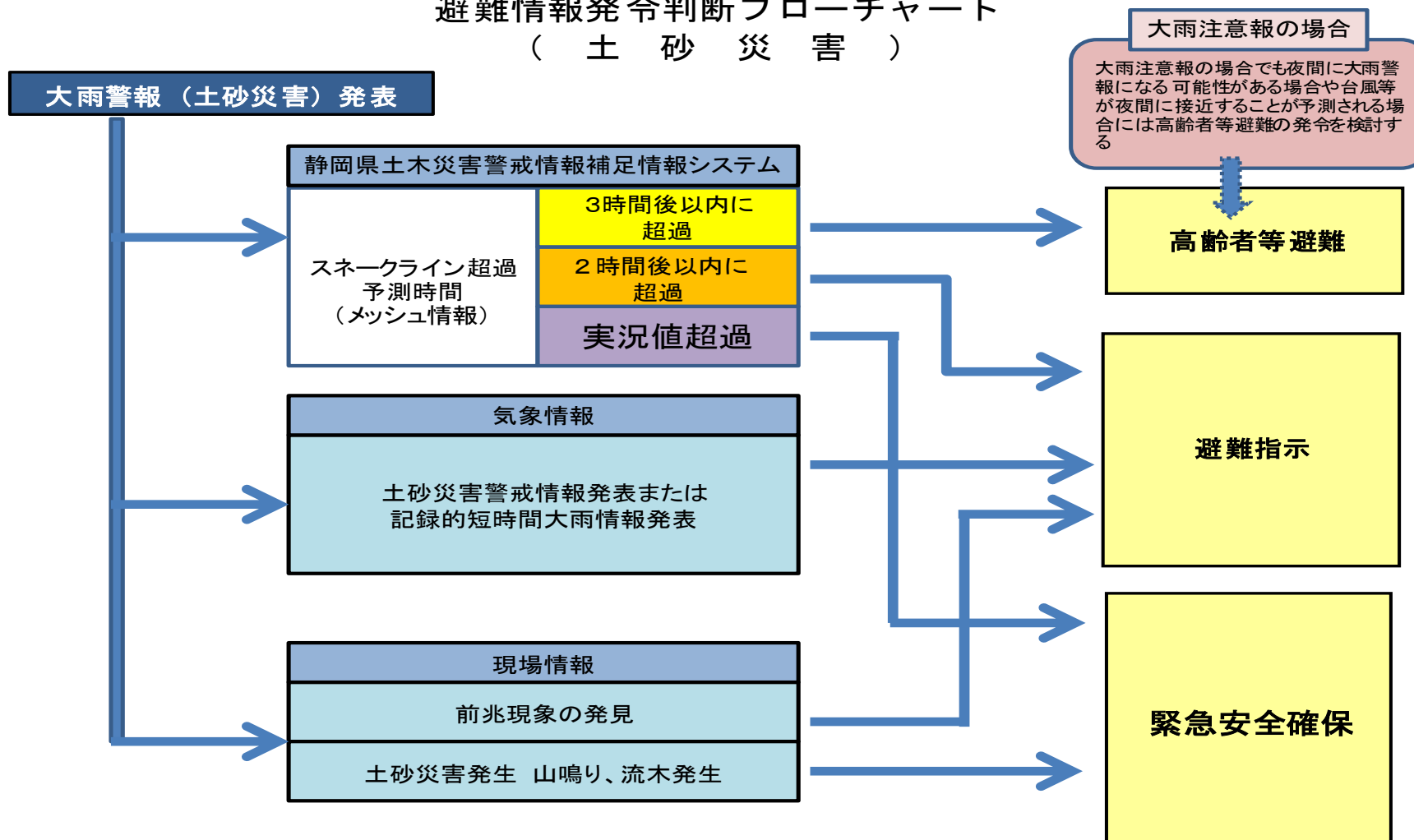
避難情報の発令範囲は土砂災害警戒区域・危険箇所等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に、避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令するものとする。その際、状況に応じてその周辺区域や土砂災害の前兆現象、土砂災害が発生した箇所を含めて避難情報を発令することを検討する。

警戒レベル	避難情報	判断基準
警戒レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨警報（土砂災害）が発表され、静岡県土砂災害警戒情報補足情報システムのスネークグラフ※¹で、3時間以内の予想がCL（土砂災害発生危険基準線）を超えている場合 【静岡県土砂災害警戒情報補足情報システムにおける黄色表示】 ○ 大雨注意報が発表されており、当該注意報の中で、夜間～翌日の早朝までに大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている又は台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合には高齢者等避難を発令するか検討する。
警戒レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ○ 大雨警報（土砂災害）が発表され、静岡県土砂災害警戒情報補足情報システムのスネークグラフで、2時間以内の予想がCL（土砂災害発生危険基準線）を超えている場合 【静岡県土砂災害警戒情報補足情報システムにおけるメッシュ情報が橙色・赤色表示した場合】 ○ 大雨警報（土砂災害）が発令中に記録的短時間大雨情報が発表された場合 ○ 土砂災害の前兆現象が発見された場合 ○ 土砂災害警戒情報が発令中に記録的短時間大雨情報が発表された場合
警戒レベル5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 命の危険 直ちに安全確保
備考	図4「避難情報発令判断フローチャート」 図5「避難情報を発令する区域の判断フローチャート」 図6「土砂災害警戒情報の活用」	

※¹ スネークグラフとは、横軸を土壌雨量指数、縦軸を1時間雨量としたグラフに降雨を一定時間間隔でプロットしたもの。この図で、土砂災害の発生・非発生の関係を解析し、境界線を設定したものをCL（土砂災害発生危険基準線）と呼び、スネーク曲線がCLを超える領域に達する場合、土砂災害発生の危険性が高いと予想される。

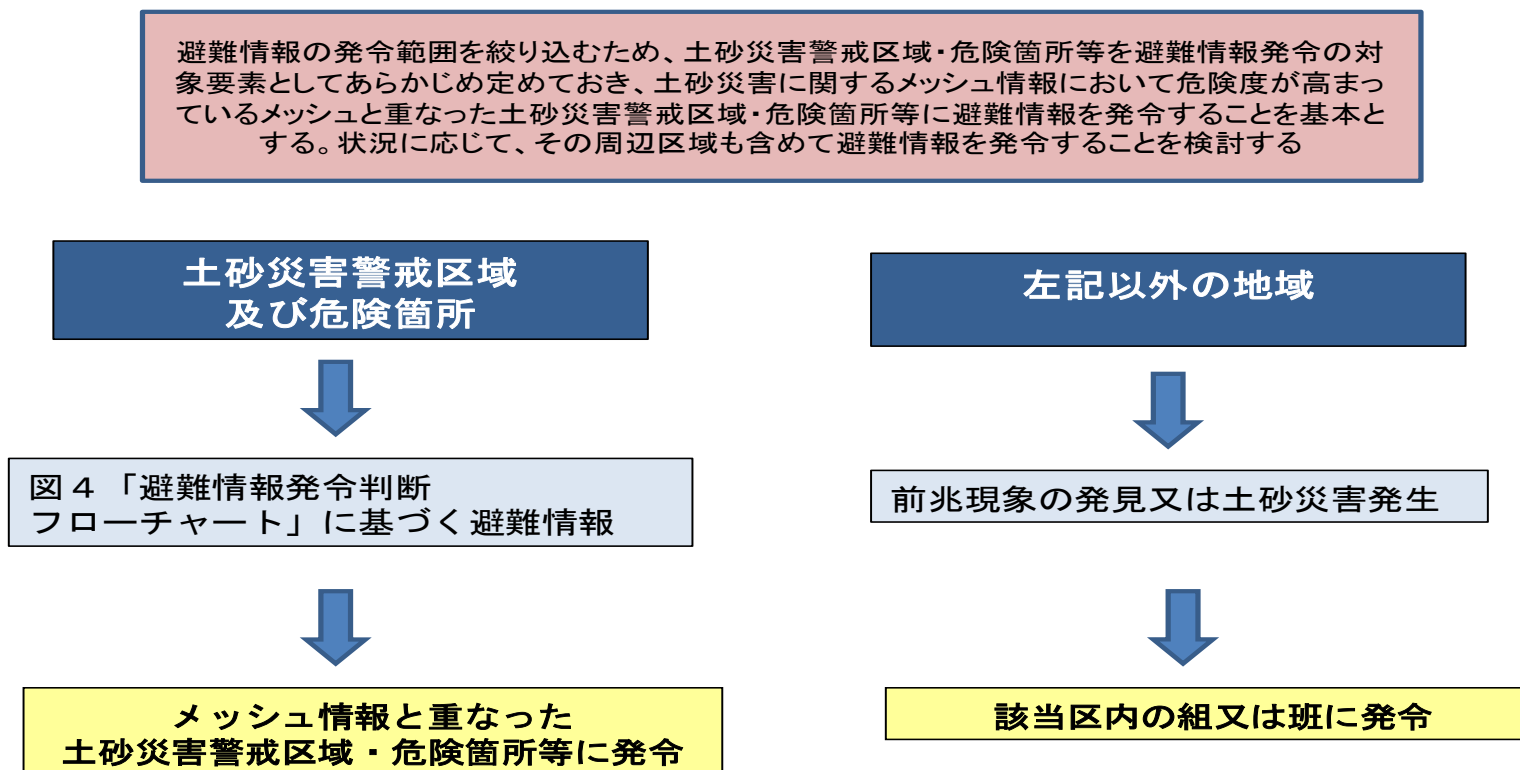
避難情報発令判断フローチャート
(土砂災害)

図 4



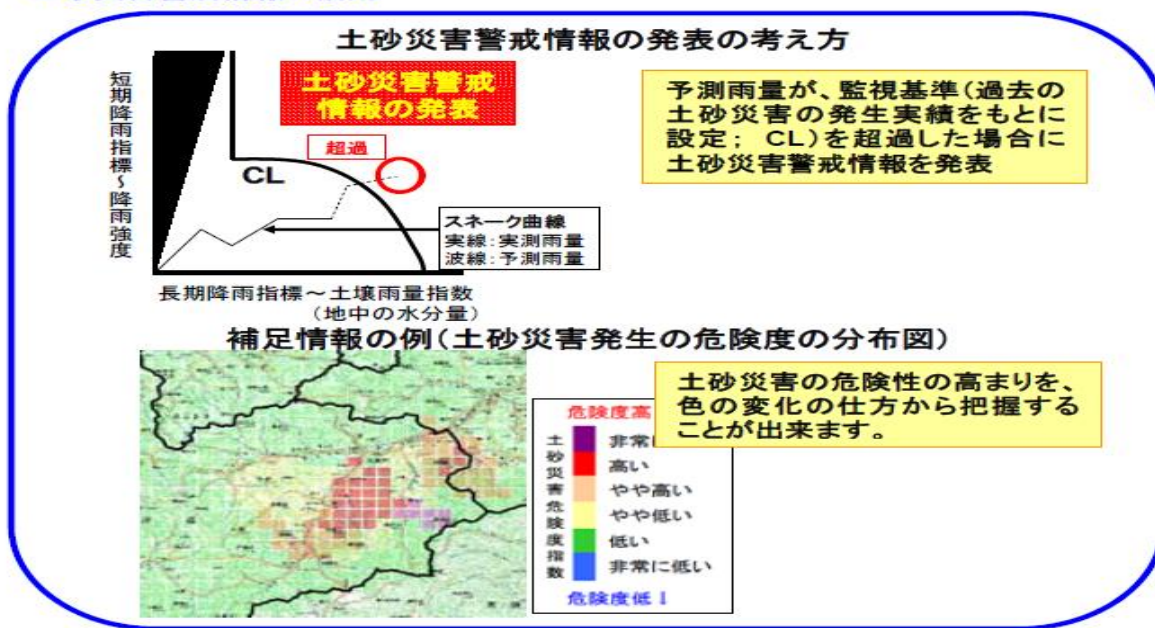
避難情報を発令する区域の判断フロー チャート (土 砂 災 害)

図 5



気象台が提供する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報 5 Kmメッシュ）
 県が提供する補足情報（土砂災害警戒情報補足情報配信システム 1 Kmメッシュ）をもって判定

土砂災害警戒情報の活用



イ 土砂災害情報等の入手方法

方法	住民入手	アクセス方法
気象庁 静岡地方気象台	○	http://www.jma-net.go.jp/shizuoka/
	【非公開】	市町向け情報
	【非公開】	ホットライン
静岡県 土砂災害警戒情報補足情報	○	http://sabo-keikai.pref.shizuoka.jp/

ウ 土砂災害の前兆現象

(ア) 土石流

直 前	1～2時間前	2～3時間前
土臭いにおい 地鳴り 流水の急激な濁り 渓流水位激減*	渓流内で転石の音 流木発生	流水の異常な濁り

* 「渓流水位激減」は、降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合、上流に崩壊が発生し、天然ダムが形成されている可能性が大きいので切迫性が極めて高い。

(イ) 急傾斜地の崩壊

直 前	1～2時間前	2～3時間前
湧水の停止 湧水の噴き出し 亀裂の発生 斜面のはらみだし 小石がぼろぼろ落下 地鳴り	小石がぱらぱら落下 新たな湧水の発生 湧水の濁り	湧水の増加 表面流発生

注) 急傾斜地の崩壊については、上記の現象が時間を追って発生せず、一度に急激に発生する場合もある。

(2) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所
土砂災害の発生するおそれのある溪流や斜面の数

ア 土石流危険溪流 30箇所

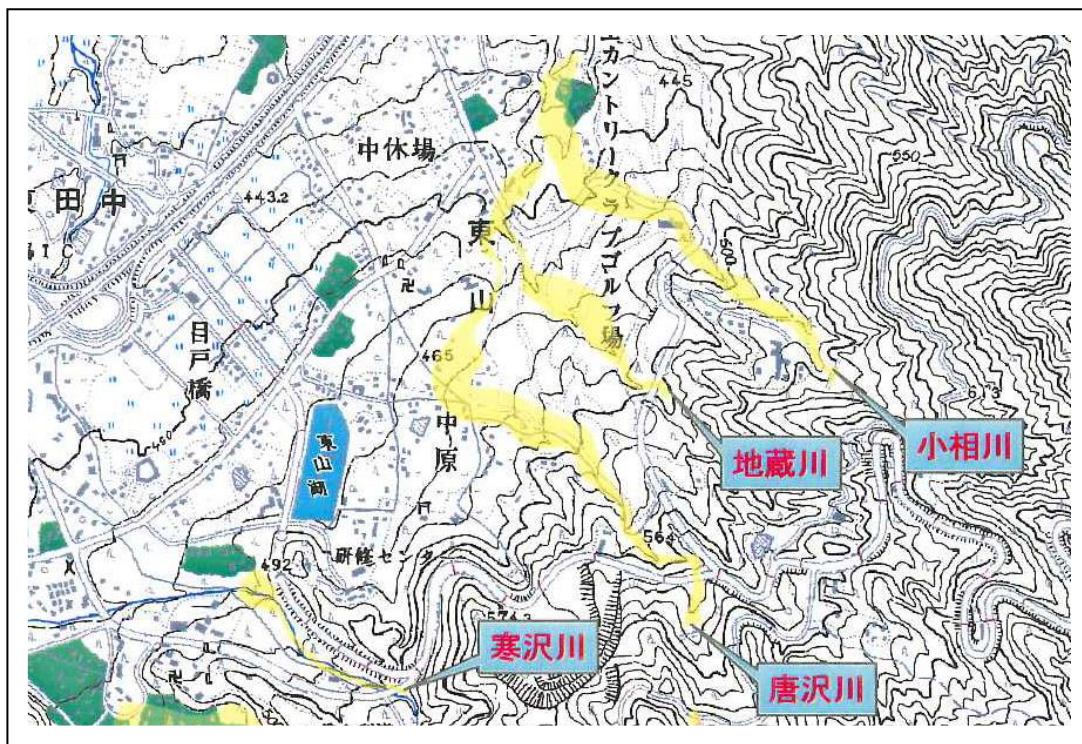
番号	水系名	河川名	溪流名	区名 (所在地)	組名等	土砂災害(特別)警戒区域				
						区 域 名	10-	レット		
1	鮎 沢 川	鮎 沢 川	唐沢川	東山区	3組・6組	唐沢川	○			
2			地藏川	//	3組	地藏川	○			
3			小相川	//	//	小相川	○			
4			竜良川	柴怒田区	北村組					
5				上小林区	土手丸組					
6	狩 野 川	黄 瀬 川	高内川	高内区	上の1組 中組	高内川 A、B、C	○	○		
7			尾尻川	尾尻区	1組・2組	北沢川	○	○		
8			新田沢1	沼田区	1組	姥子沢	○	○		
9			新田沢2	二子区	4班	道添沢	○	○		
10			金時川	沼田区	3組	金時沢川	○	○		
11			諸久保沢3	//	4組	笹塚沢	○	○		
12			萩蕪沢1	//	2組	ツビ沢	○	○		
13			萩蕪沢2	//	//	オギクボ沢	○	○		
14			萩蕪沢3	//	//	タガクボ沢	○	○		
15			萩蕪沢4	//	-	南沢	○			
16			かじか沢	二子区	2班	かじか沢	○			
17			二子沢1	//	//	二子沢 A	○	○		
18			二子沢2	//	1班・2班	二子沢 B	○	○		
19			姐沢	二子区	4班	姐沢	○	○		
20			大坂沢	大坂	-	大坂沢	○	○		
21			押 出 川		押出川右支川1	二の岡区	二の岡組	二の岡川	○	
22					押出川右支川2	//	//	押出川右支川	○	
23					押出川左支川	//	//	子之神川	○	
24					諸久保沢1	//	西二の岡組	諸久保沢 A	○	○
25					諸久保沢2	//	西二の岡組	諸久保沢 B	○	○
26	寒沢	二の岡			-	寒沢川	○			
27	高 内 川		高内川右支川1	高内区	塚村東組	高内川右支川 A	○			
28			高内川右支川2	//	中組	高内川右支川 B	○	○		
29			大藪沢	神山区	金山組	大藪沢	○	○		
30			八ヶ窪沢	//	//	八ヶ窪沢	○			
31			砂沢川	印野区	-					

指定年月日：平成25年3月29日 告示番号：第314号

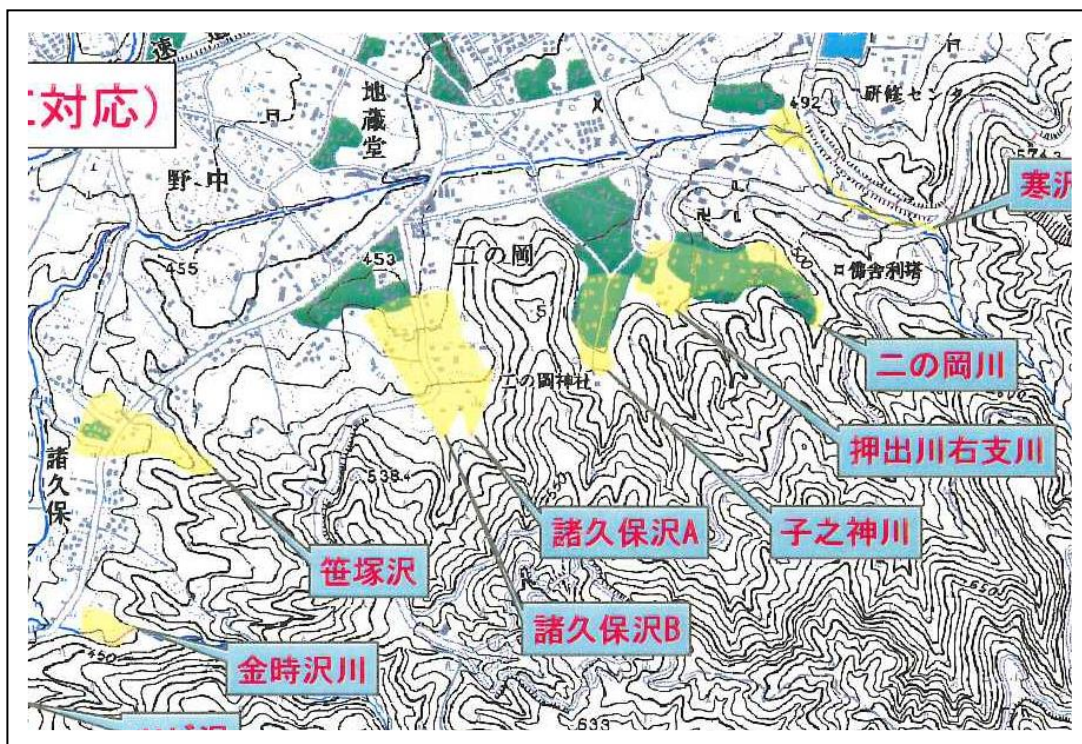
① 鮎沢川水系鮎沢川

黄色：土砂災害警戒区域

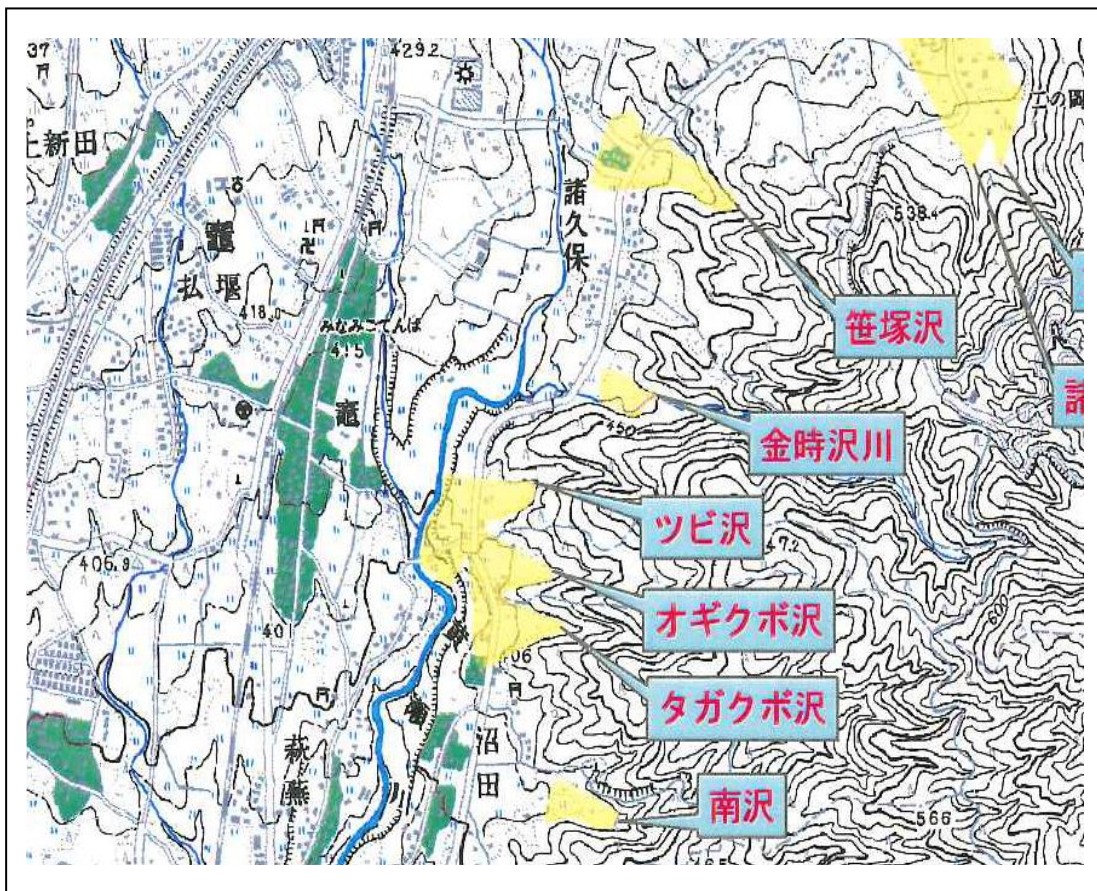
赤色：土砂災害特別警戒区域



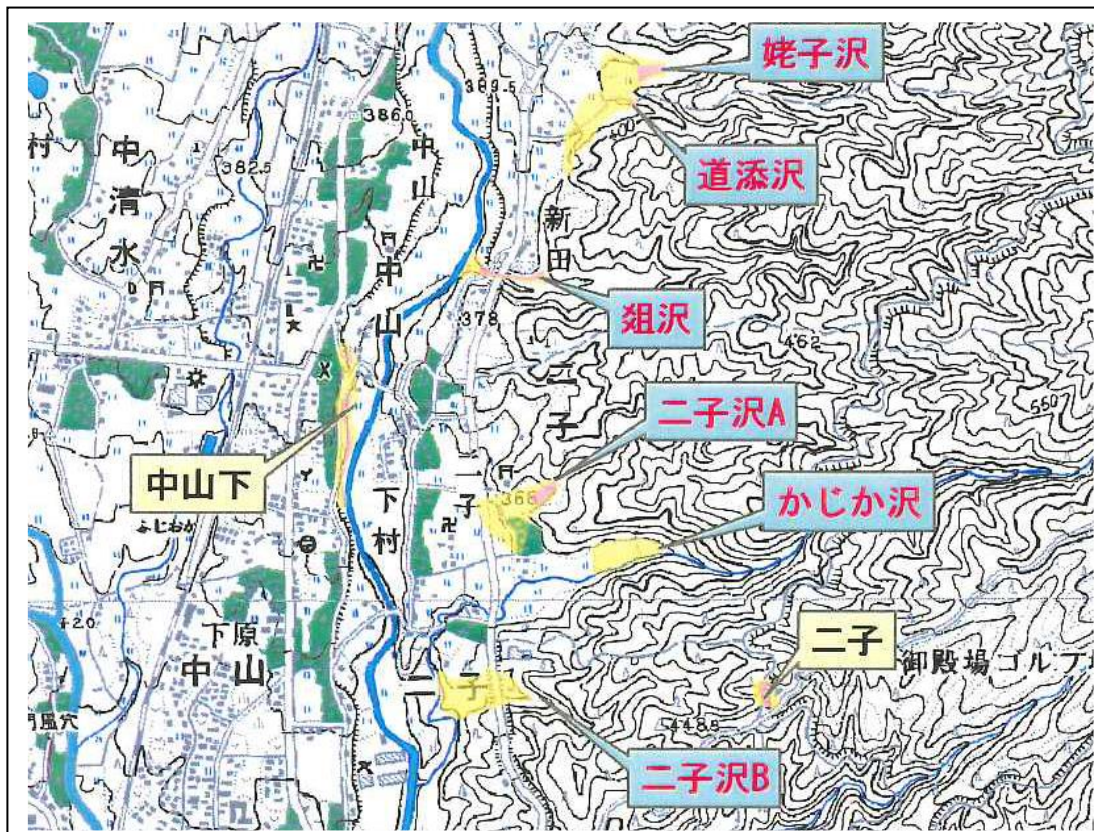
② 狩野川水系押出川



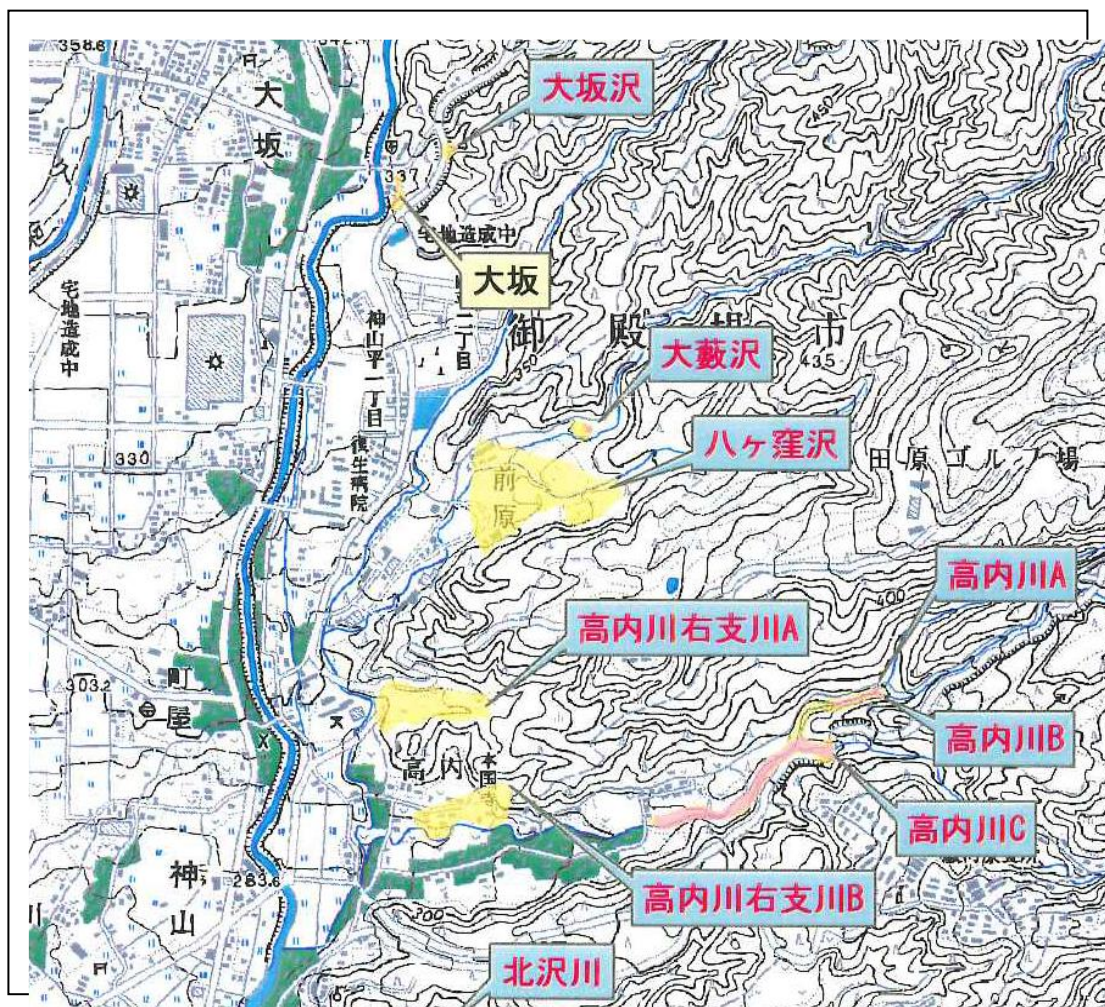
③ 狩野川水系黄瀬川（その1）



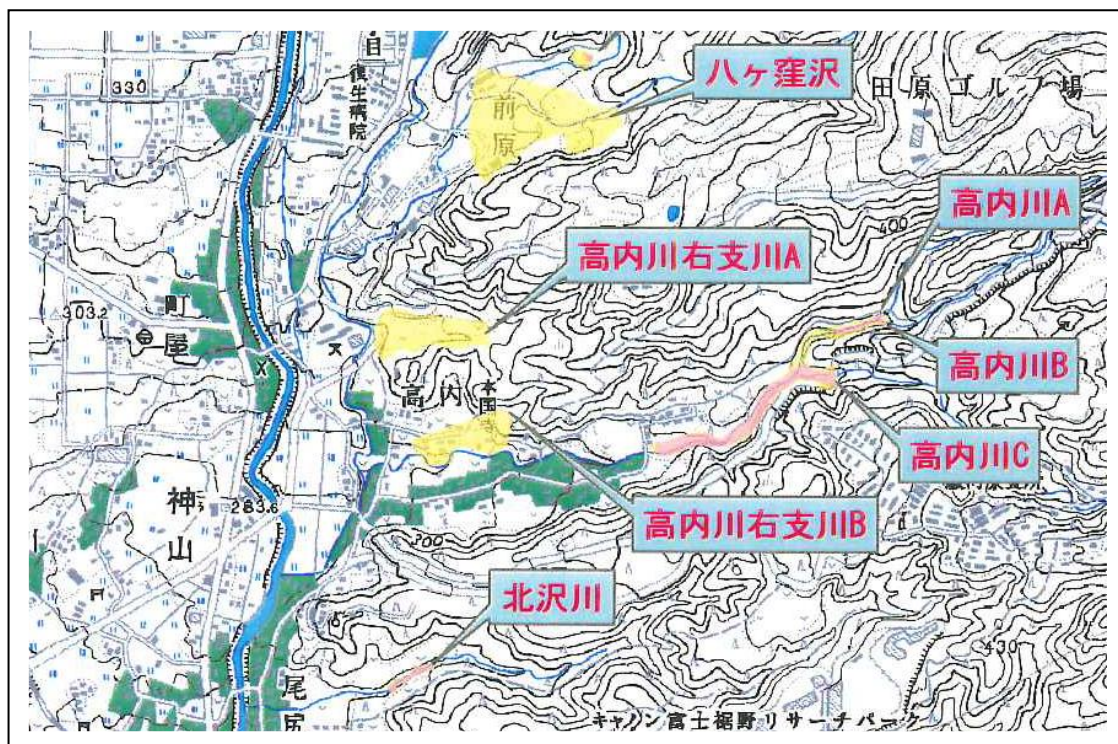
④ 狩野川水系黄瀬川（その2）



⑤ 狩野川水系黄瀬川（その3）、高内川（その1）



⑥ 狩野川水系黄瀬川（その4）、高内川（その2）



イ 急傾斜地崩壊危険箇所 21箇所

番号	名称	区名 (所在地)	組名等	土砂災害(特別)警戒区域		
				区域名	II-	レッド
1	中山下	中山下区	3組	中山下	○	○
2	大坂	大坂区	18組	大坂	○	○
3	二子	二子字二子山	-	二子	○	○
4	上柴怒田	柴怒田区	上柴怒田	上柴怒田	○	○
5	深沢	深沢字永尾	-	深沢A	○	○
6	深沢No.2	深沢字永尾	-	深沢B	○	○
7	深沢No.8	深沢字丸嶽	-	深沢C	○	○
8	箱根道A	二の岡区	二の岡組	東田中A	○	○
9	二の岡	二の岡区	二の岡組	東田中C	○	○
10	箱根道B	二の岡区	西二の岡組	東田中D	○	
11	タンカ久保	沼田区	2組	沼田C	○	○
12	東大久保	二子区	4班	二子B	○	○
13	愛宕塚	中山上区	4組・5組	中山A	○	○
14	栃窪	神山区	金山組	神山B	○	○
15	塚村	高内区	塚村東組	神山C	○	○
16	高内	高内区	赤羽根1組・上組	神山F	○	○
17	立庵田	二子区	4班	二子A	○	○
18	細見	二子区	3班	二子C	○	○
19	スゲ沢	二子区	2班	二子E	○	○
20	中尾	高内区	上組	神山E	○	○
21	須釜	神山字須釜	-	神山G	○	○

指定年月日：平成25年 3月29日

告示番号：第314号(番号1~7)

指定年月日：平成30年11月27日

告示番号：第796号(番号8~21)

① 中山下

黄色：土砂災害警戒区域

赤色：土砂災害特別警戒区域



② 大坂



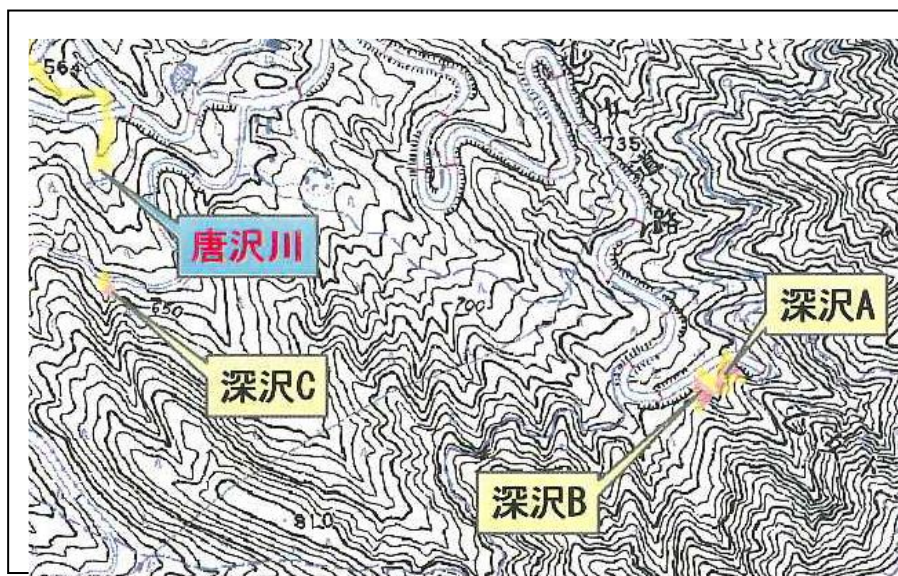
③ 二子



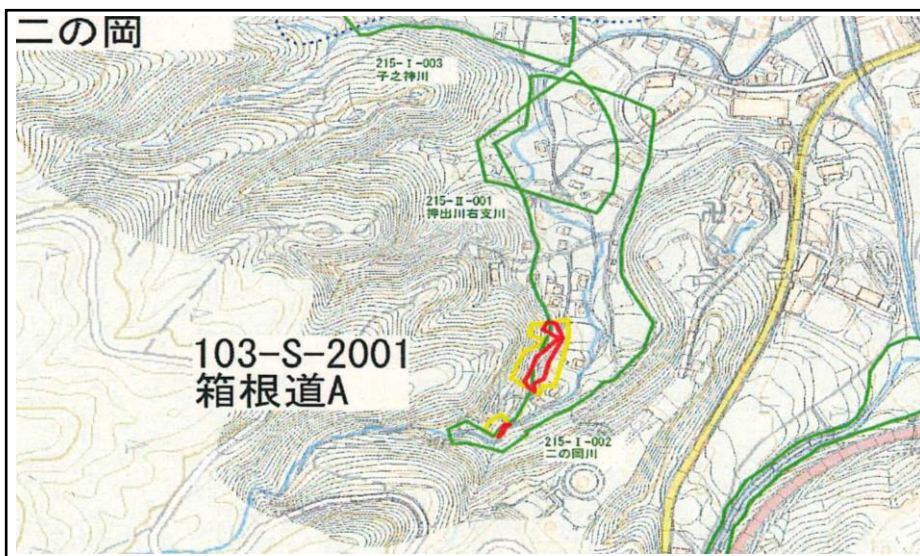
④ 上柴怒田



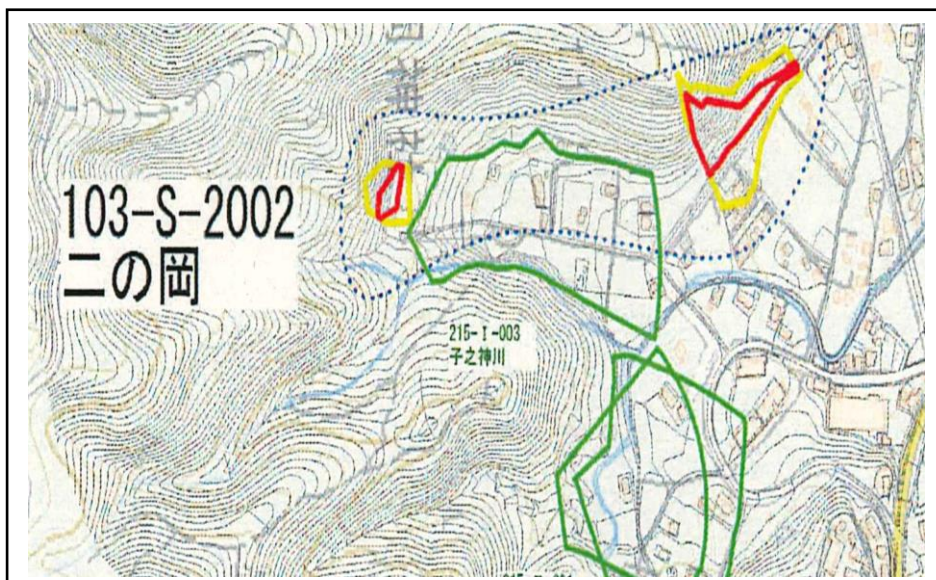
⑤ 深沢 A、B、C



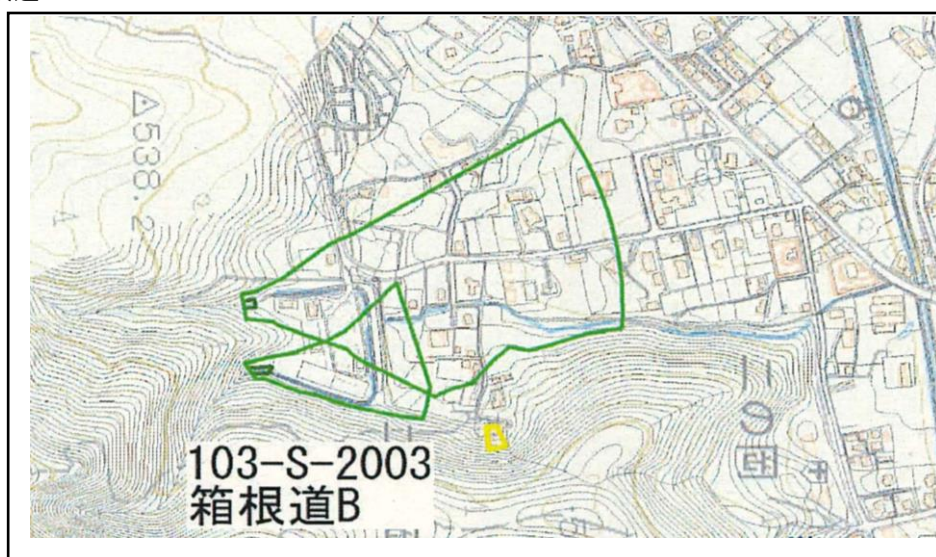
⑥ 箱根道A



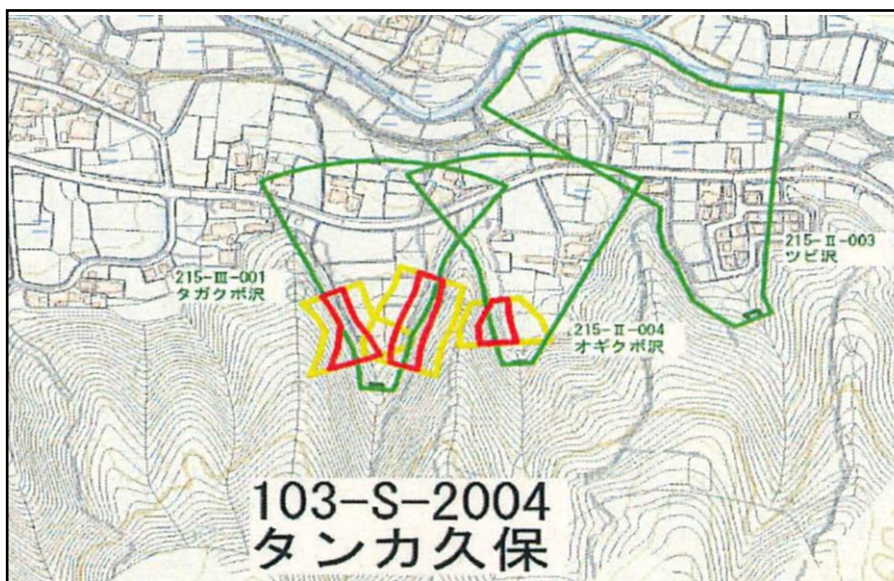
⑦ 二の岡



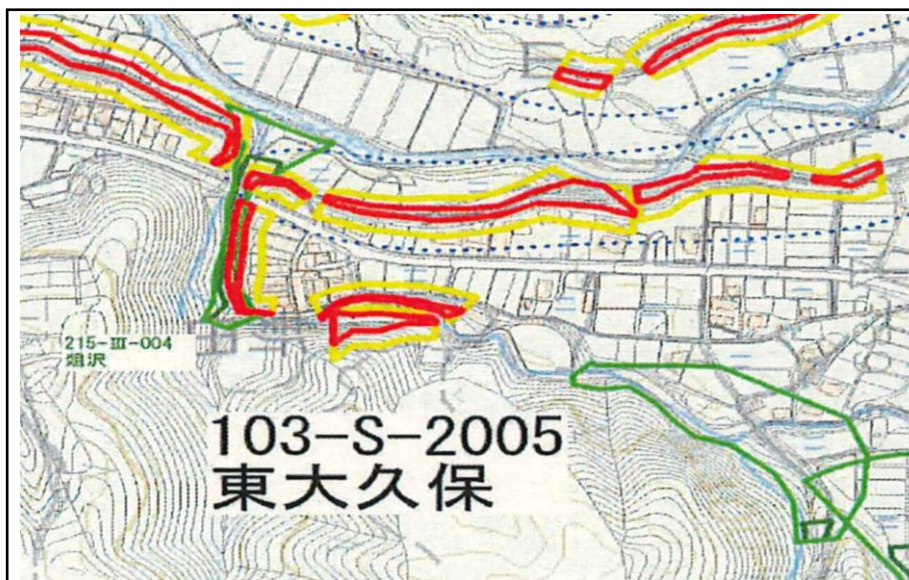
⑧ 箱根道B



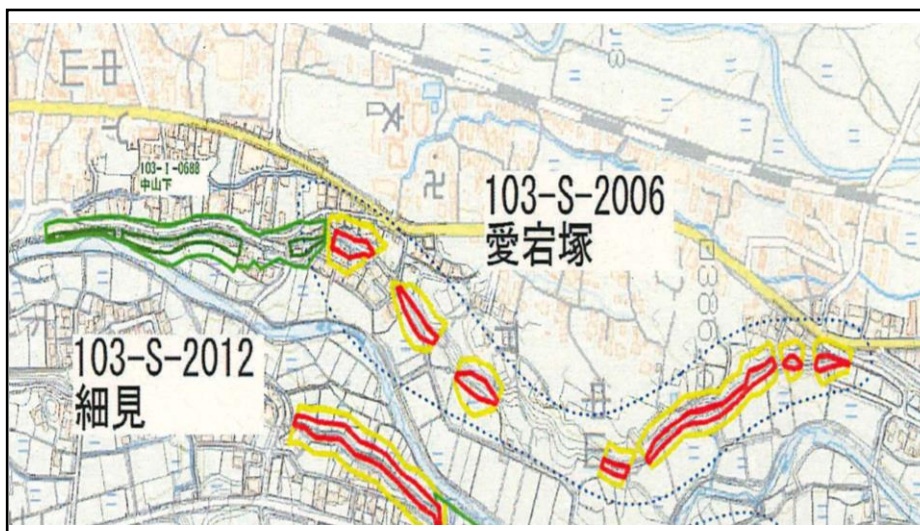
⑨ タンカ久保



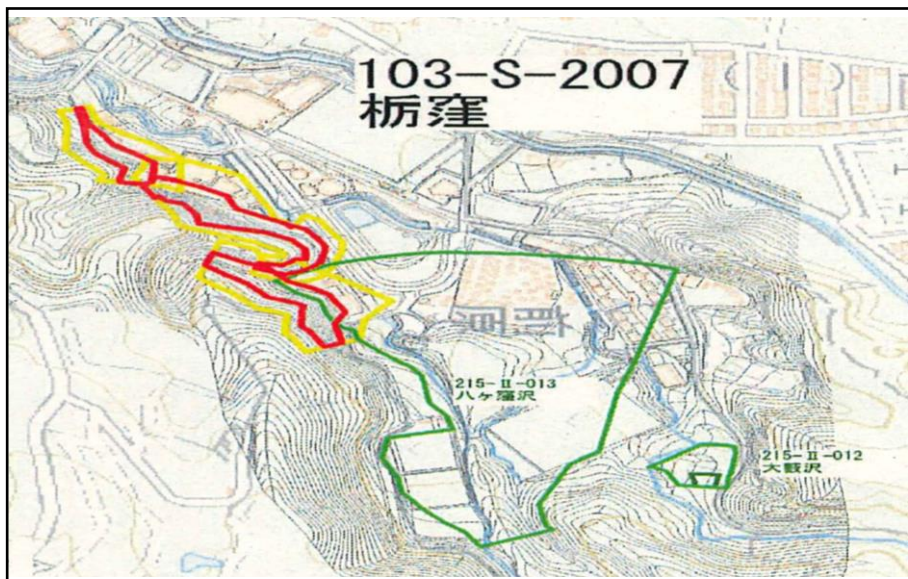
⑩ 東大久保



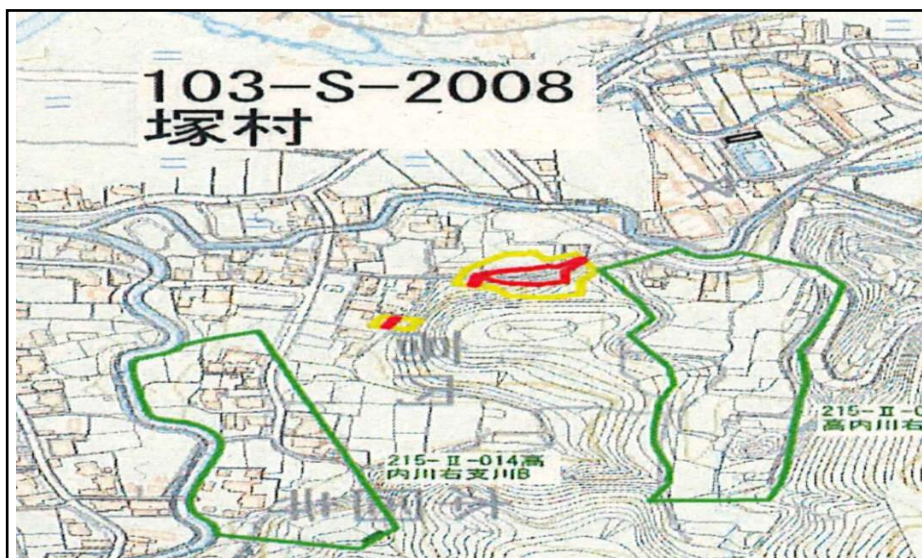
⑪ 愛宕塚



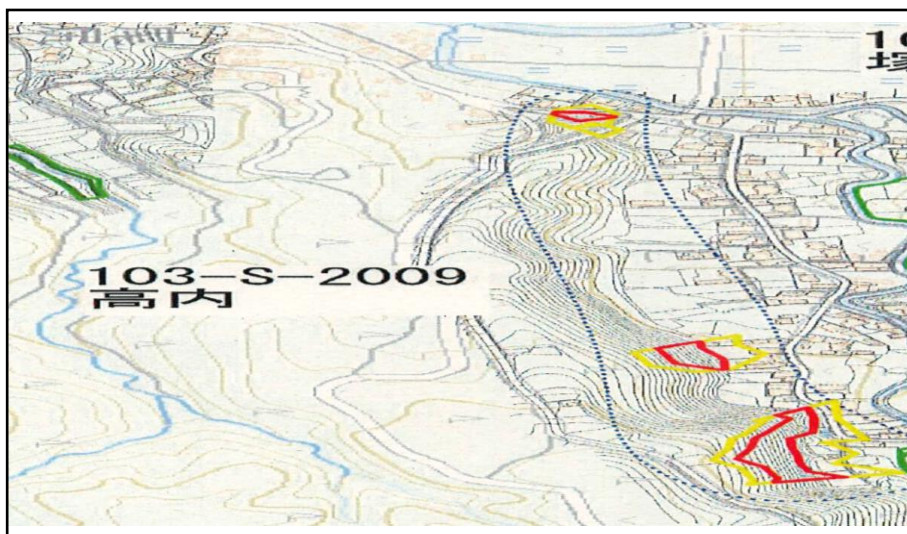
⑫ 栢窪



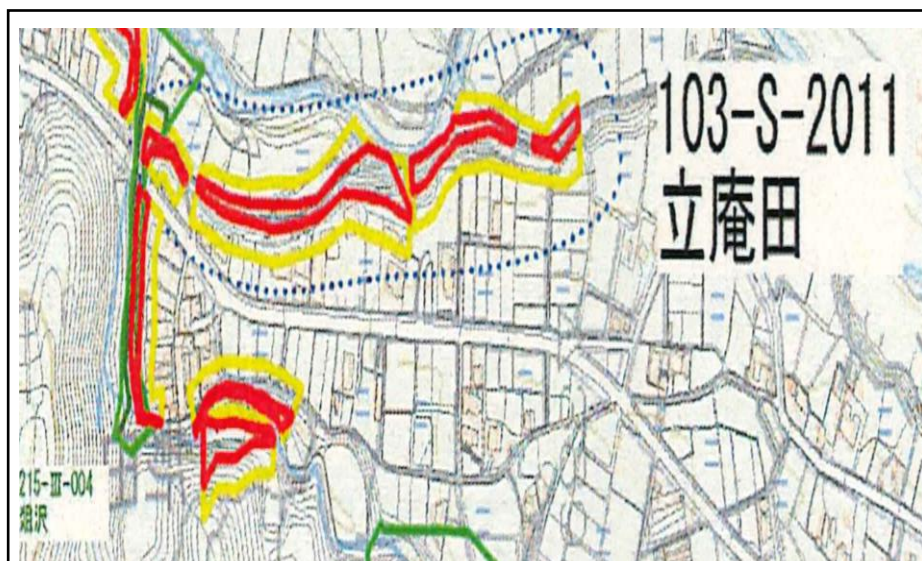
⑬ 塚村



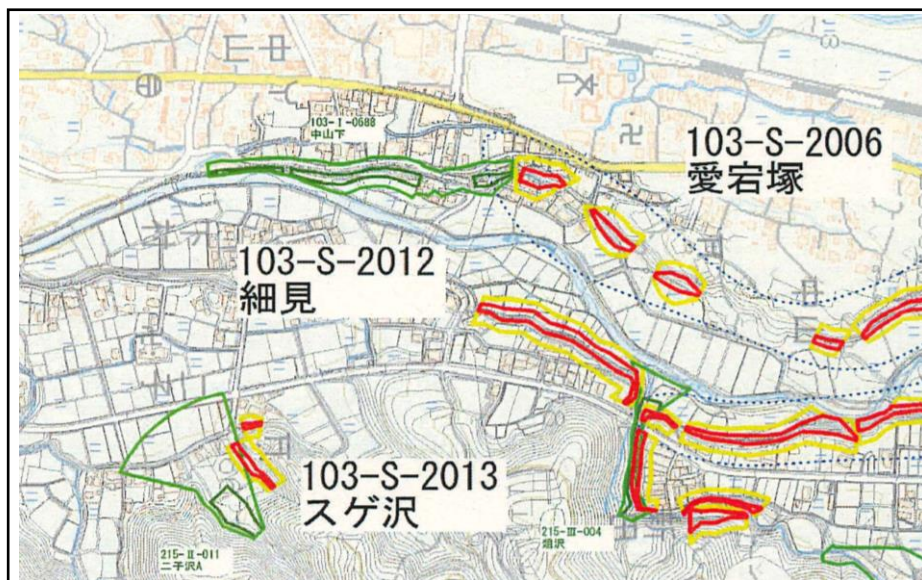
⑭ 高内



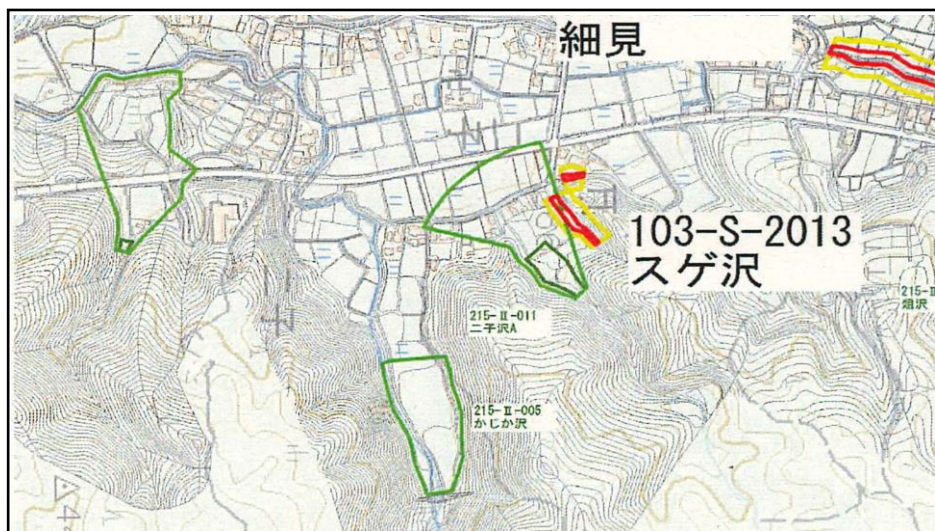
⑮ 立庵田



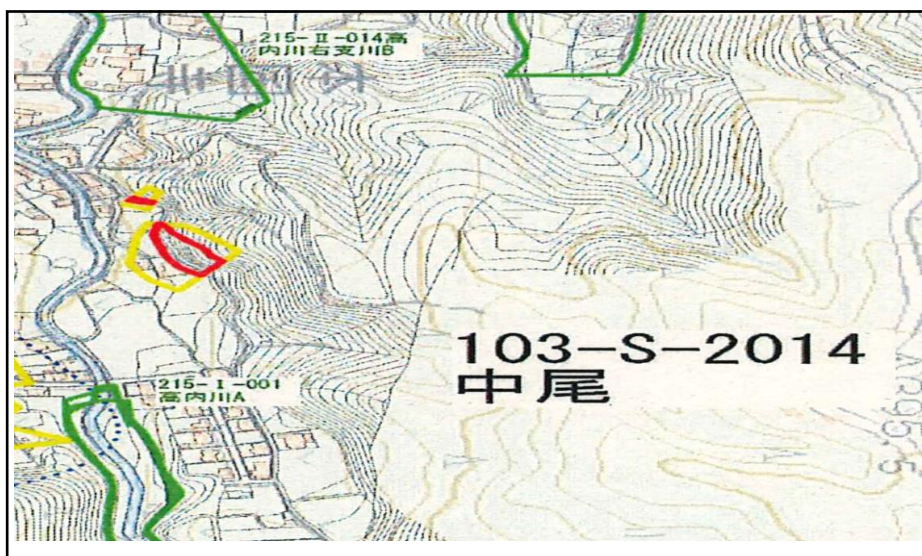
⑯ 細見



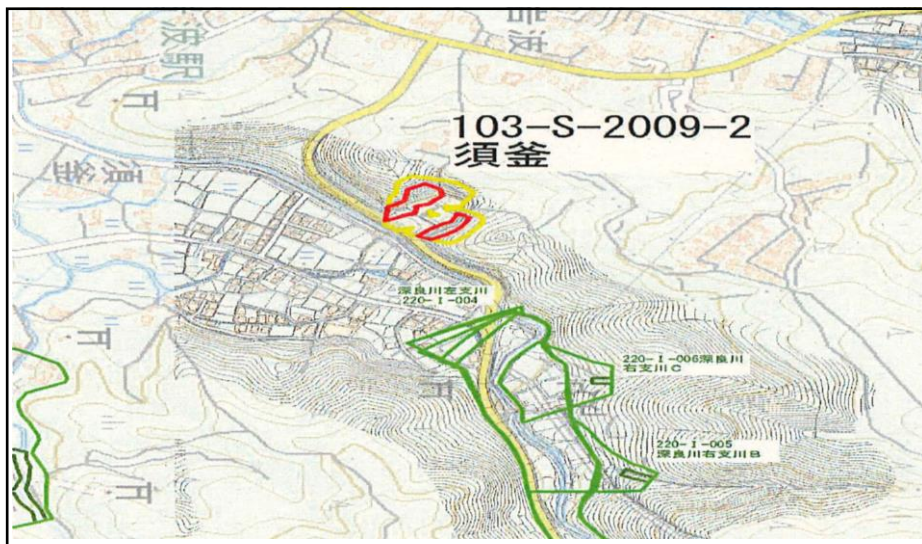
⑰ スゲ沢



⑱ 中尾

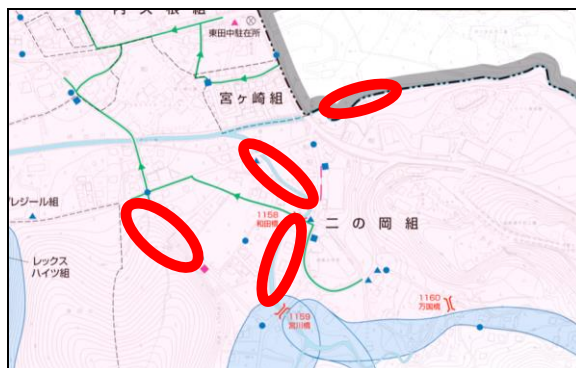


⑲ 須釜



ウ その他の土砂災害危険箇所

- (ア) 二の岡区二の岡神社入り口付近
 避難すべき区域：二の岡区二の岡組
 宮前組
 ※ 押出川の護岸が崩れている



- (イ) 高内区上の1組付近
 避難すべき区域：高内区上の1組



- (ウ) 柴怒田区
 避難すべき区域：柴怒田区上柴怒田組



- (エ) 長尾トンネル西側付近

- (オ) 富士松天望レストラン（風車）西側付近

5 避難情報の情報伝達

(1) 避難情報の伝達方法

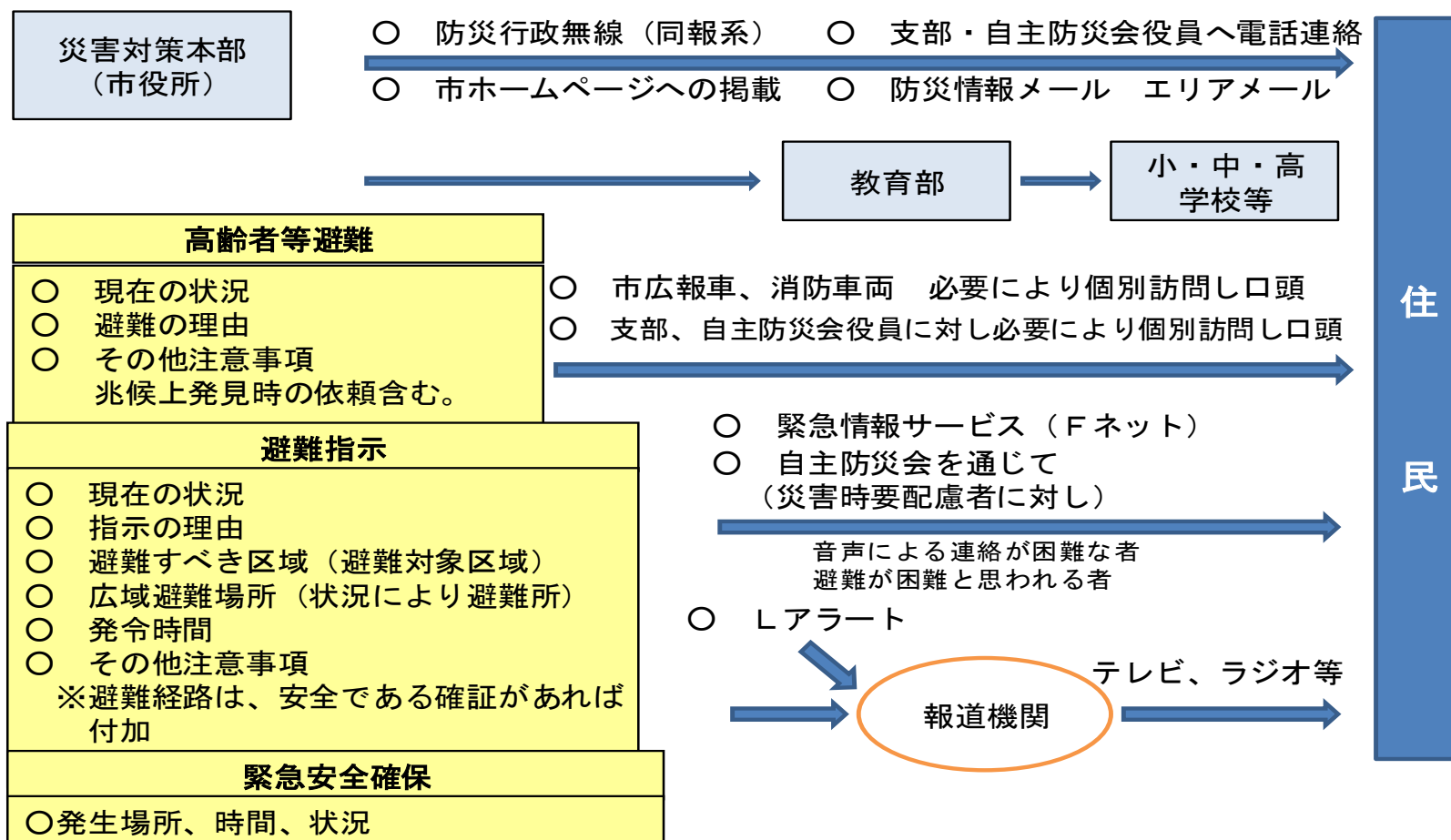
ア 伝達手段・伝達先

(ア) 市民等への伝達

伝達手段	伝達担当課	備考
防災行政無線（固定系）	魅力発信課 消防本部通信指令課	
自主防災会会長又は役員への電話 連絡 又は地域防災無線	地域振興センター 各支所	
広報車・消防車両	魅力発信課 消防署 消防本部警防課	
戸別訪問	消防署 消防本部警防課 地域振興センター 各支所	
緊急情報サービス（Fネット）	魅力発信課	
市ホームページへの掲載	魅力発信課	
防災情報メール	危機管理課 魅力発信課	
エリアメール	危機管理課	
Lアラート（災害情報共有システム）	危機管理課	ふじのくに防災情報 共有システム経由
報道機関	魅力発信課	
備考	図7「避難情報の伝達要領」	

図 7

避難情報の伝達要領



-37-

(イ) 防災関係機関等への伝達

機関名	電話番号	F A X 番号	地域防災無線 I D	備 考
国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所	055-934-2012	055-934-2014		国道 洪水予報室
静岡県庁 砂防課危機対策課	054-221-3259 054-221-2072	054-221-3260 054-221-3252		
静岡県 東部地域局	055-920-2005	055-920-2009		FUJISAN
静岡県沼津土木事務所 御殿場支所	84-6100	84-6103	304	県道・県河川
静岡県 御殿場警察署	84-0110	84-2007	110	警防課
御殿場市・小山町 広域行政組合 消防本部通信指令課	83-8152 (内線 85246)	83-8153	119	
御殿場市・小山町 広域行政組合 消防本部警防課	83-8151 (内線 85222)	82-7153	120	消防団
国立駿河療養所	87-1711	87-1921		災害時要援護者 関連施設 (危険箇所)
陸上自衛隊東部方面隊 第1師団 第34普通科連隊 (第3科)	89-1310 (内線 235)		301	
中日本高速道路(株)	81-1202	83-0762	803	
N T T フィールドテクノ(株) 東海支店	055-923-9933	055-927-1040		静岡営業所
東京電力パワーグリッド(株) 静岡総支社	055-915-5400	055-951-3403	802	渉外担当
東海旅客鉄道(株)御殿場駅			804	
富士急行(株)御殿場営業所	82-1333		805	
県プロパンガス協会 東部支部御殿場ブロック	82-2804	82-5289	808	御殿場農協 LPガス推進管理部
御殿場ガス(株)	82-0876	82-0547	806	都市ガス
富士病院	83-3333		809	
御殿場石川病院	83-2424		810	
フジ虎ノ門整形外科病院	89-7872		812	
東部病院	89-8000		811	
報道機関	-	-	-	各報道機関 連絡先

イ 避難情報の伝達内容

<避難情報の伝達文の例（水害）>

1) 高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、高齢者等避難発令。
 - こちらは御殿場市（災害対策本部）です。
 - （台風〇〇号による）大雨の影響により（〇〇川の水位が上昇し、今後、浸水するおそれがあるため）、〇時〇分に〇〇区の〇〇組に対して（〇〇川に関する）高齢者等避難を発令しました。
 - 〇〇区〇〇組の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難して下さい。
 - 高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方など避難に時間がかかる方は、予め定めた避難所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難して下さい。
- 避難行動が通常にできる方は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備をしてください。

2) 避難指示の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは御殿場市（災害対策本部）です。
- （台風〇〇号による）大雨の影響により（〇〇川の水位が上昇し大変危険な状況であるため）、〇時〇分に〇〇区〇〇組に対して（〇〇川に関する）避難指示を発令しました。
- 〇〇区〇〇組にお住まいの方で未だ避難していない方は、直ちに全員〇〇避難所へ避難してください。屋外への避難が危険な場合は、自宅や近隣の建物の2階などの、屋内の高いところにへ避難してください。
- 〇〇区〇〇組で河川から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

<避難情報の伝達文の例（土砂災害）>

1) 高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、高齢者等避難発令。
- こちらは御殿場市（災害対策本部）です。
- 〇時〇分に御殿場市に大雨警報が発表されました。土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、〇時〇分に〇〇区の〇〇組の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する高齢者等避難を発令しました。
- 〇〇区の〇〇組の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難して下さい。
- 高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方など避難に時間がかかる方は、予め定めた避難所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難して下さい。

避難行動が通常にできる方は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備をしてください。

2) 避難指示の伝達文の例

■ 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

■ こちらは御殿場市（災害対策本部）です。

■ △△区で土砂災害の発生（または、前兆現象）が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、○時○分に○○区の○○組に土砂災害に関する避難指示を発令しました。

■ 未だ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の谷側の高いところに避難して下さい。

(2) 避難所一覧表

下記は市の指定避難地、指定避難所であるが、御殿場市で想定される水害や土砂災害の場合には居住地に近く、各区の自主防災会本部を設置する区のコミセン等（一次避難所）への避難を優先する。

災害の規模が大きく、多くの避難者が予測される場合には市指定の避難所を開設する。

なお、避難所の開設は高齢者等避難情報の発令の段階又はその発令の可能性が高い場合とし、その際には状況に応じて一次避難所だけでなく市指定の避難所についても開設準備を行う。

避難地及び避難所一覧表

	施設名称	所在地	電話	避難区域
1	御殿場高等学校	御殿場192-1	82-0111	御殿場、西田中、深沢、栢ノ木
2	御殿場小学校	萩原361-1	82-0100	萩原、二枚橋、西田中
3	南中学校	萩原1327	83-8434	永原
4	御殿場南小学校	川島田580	82-0911	森之腰、川島田（稲谷）、新橋（駅周辺）
5	御殿場南高等学校	新橋1450	82-1272	新橋（駅東）
6	鮎沢公民館	新橋351	83-5284	鮎沢
7	東山青少年広場	東山1082-25		東山
8	Y M C A 東山荘	東山1052	83-1133	東山
9	馬車道公園	二枚橋38-1	—	湯沢、二枚橋

10	東小学校	西田中310	83-0415	御殿場、西田中、深沢、東田中
11	東田中富士見公園	東田中 1丁目19-23	—	東田中
12	二の岡地区コミュニティ供用施設	二の岡 1丁目3-15	83-4966	二の岡
13	中央公園	萩原754-5	82-4236	新橋、萩原、西田中、茱萸沢下
14	御殿場愛郷報徳会館	仁杉255-2	89-4136	仁杉、北久原
15	竈幼稚園	竈154-1	83-4144	竈、沼田、萩蕪
16	富士岡小学校	中山161	87-1006	中山下、中山上、二子、中清水
17	富士岡中学校	中山825-1	87-1122	大坂、中山下、風穴
18	神山小学校	神山478-2	87-0030	神山、高内、尾尻、町屋、富士見原
19	神山地区生涯学習センター	神山416-2	87-2055	高内、尾尻
20	駒門地区 児童厚生体育施設	駒門471	87-0963	駒門
21	原里小学校	川島田1902	89-0458	保土沢、永塚、北畑、大沢
22	原里中学校	川島田 1363-1	89-0338	川島田、北畑、大沢、杉名沢、神場
23	森之腰幼稚園	川島田 <u>451-3</u>	82- <u>2593</u>	森之腰、川島田
24	教育支援センター	板妻101-6	89-2118	板妻
25	朝日小学校	川島田84-1	84-0188	杉名沢、川島田、森之腰、矢崎
26	御殿場農協本店	茱萸沢5	82-2800	茱萸沢上、湯沢
27	玉穂第1保育園	茱萸沢 1322-1	82-0841	茱萸沢下
28	玉穂小学校	中畑441	89-0545	中畑北、中畑東、中畑南、茱萸沢下、 茱萸沢上
29	中畑西地区コミュニティ供用施設	中畑1777	89-3948	中畑西、川柳
30	印野小学校	印野1710	89-2533	印野全地域
31	高根小学校	塚原38-5	82-1003	塚原、六日市場、美乃和、清後、 山之尻、古沢
32	<u>(旧)</u> 高根第2保育園	上小林431-1	89-3633	柴怒田、上小林、水土野

※ 7、9、11、13は避難地となる。